

ひたちなか市第3次環境基本計画 (改定) (案)

～暮らしと自然が共生し、

ゆとりと潤いのある

自立協働都市を目指して～

2021年3月

(改定:2026年3月)

ひたちなか市

目 次

第1章 ひたちなか市の概況	1
1 地理	1
2 人口の推移	2
3 気候	3
第2章 計画の基本的な考え方	4
1 世界、日本の環境問題に関する動き	4
2 本市の環境問題に関する動き	5
3 計画の性質と位置づけ	6
4 対象とする計画の範囲	7
5 計画の期間	7
6 第3次環境基本計画の振り返り	8
第3章 計画の基本的な方針	10
1 目指す環境像	10
2 取り組みの視点（5つのアプローチ）	11
3 計画の体系	12
第4章 施策の展開 ～5つのアプローチに関する具体的な施策～	13
アプローチ1 次世代へ継承するべき、「ひたちなか」らしい身近な自然	13
アプローチ2 環境資源を生かした、ゆとりと潤いのある都市環境	19
アプローチ3 気候変動に対応する持続可能な循環型社会	27
アプローチ4 健康で快適な毎日が過ごせる地域社会	38
アプローチ5 環境保全活動に参加できるまち	48
第5章 リーディングプロジェクト	54
1 持続可能な社会づくり（気候変動対策の推進） （地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、地域気候変動適応計画を含む）	54
2 持続可能な社会づくり（河川環境対策の推進）	60
3 持続可能な社会づくり（環境を意識したライフスタイルの推進）	62
第6章 計画の推進	65
1 計画の推進体制	65
2 計画の進行管理	66
3 環境に関する調査・研究	66

第1章 ひたちなか市の概況

1 地理

本市は、東京から約 110km の距離にあり、茨城県の中央部からやや北東に位置し、東西約 13km、南北約 11km で 101.02km² の面積を有しています。西は常磐自動車道の通る那珂市に、北は東海村に、南は那須岳を源流とする那珂川を挟んで県都水戸市と大洗町に接し、東は美しい碧の海の広がる太平洋に面して約 13km の海岸線が続いています。市域は、太平洋に面し、那珂川下流域に位置する海拔 7m 前後の低地地区と、阿武隈山系から南東に緩やかに傾斜している那珂台地と呼ばれる海拔 30m 前後の起伏の少ない平坦な台地地区とに分けられています。

低地地区は、漁港を中心に市街地が形成され、那珂川流域は水田地帯となっています。一方、台地地区は、駅を中心に市街地が形成され都市化が進行していますが、周辺は畑地も多く、また、中小河川が市街地にくさび状に入り込み、台地縁辺部は豊かな緑が帯状に連なっています。



ひたちなか市の位置

表 地目別土地面積（2024年1月1日現在）

単位：km²

総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
100.26	9.14	18.49	30.82	6.27	0.63	18.87	16.04

資料：資産税課

2 人口の推移

2024年(令和6年)10月1日現在の人口は、153,213人で、水戸市、つくば市、日立市に続く茨城県下4番目の規模の都市です。

区分	総数 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり の人口
○ H27	155,689	78,270	77,419	61,104	2.5
H28	155,884	78,514	77,370	62,025	2.5
H29	155,970	78,701	77,269	62,846	2.5
H30	155,681	78,636	77,045	63,584	2.4
R1	155,080	78,404	76,676	64,245	2.4
○ R2	156,581	79,293	77,288	66,754	2.3
R3	155,684	78,664	77,020	67,198	2.3
R4	154,987	78,351	76,636	67,857	2.3
R5	154,283	78,068	76,215	68,549	2.3
R6	153,213	77,564	75,649	69,047	2.2

※ ○は国勢調査数値

(各年10月1日現在)

資料：統計ひたちなか

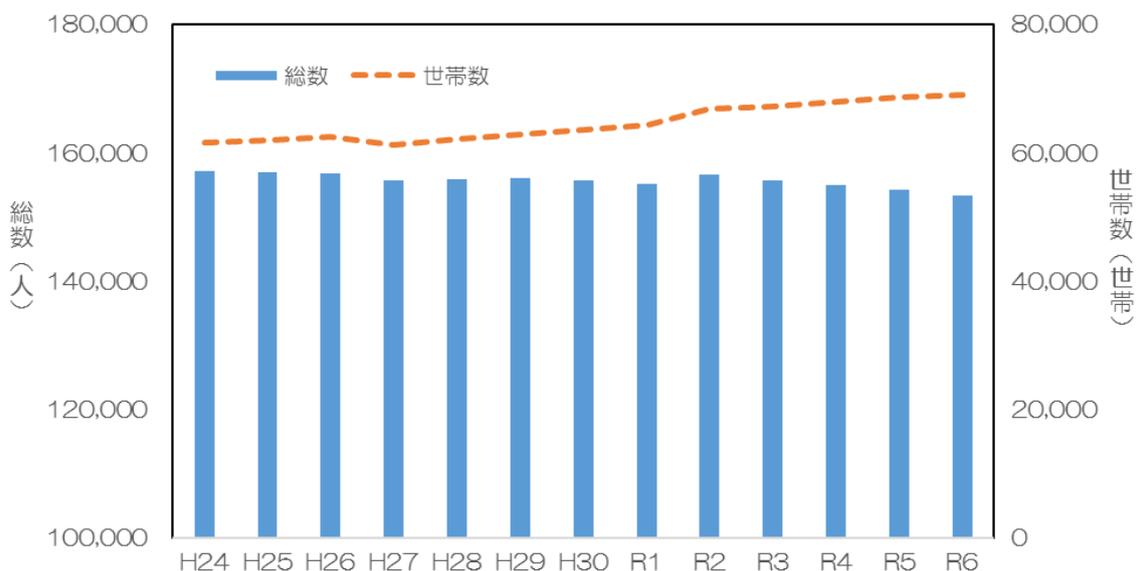


図 人口の推移

3 気候

気候は、典型的な東日本の太平洋型の気候で台風などによる自然災害も比較的少なく、過去10年間では、期間平均気温は15.2℃、最高気温は38.3℃、最低気温は-7.3℃、期間平均降水量は1,327.9mmでした。

区分	天候 (日)				気温 (℃)			風向・風速(m/s)			降水量 (mm)
	晴	雲	雨	雪	最高	最低	平均	最多 風向	平均 風速	10m以 上 (日)	
H27	222	107	36	0	37.1	-4.7	14.9	北東	2.1	137	1,249.0
H28	212	121	32	1	37.7	-4.6	14.8	北東	2.1	146	1,371.5
H29	215	118	31	1	34.6	-5.5	14.2	北東	2.0	142	1,136.5
H30	216	129	18	2	38.3	-7.3	15.3	北東	2.0	139	1,178.0
R1	223	101	39	2	35.1	-4.7	14.9	北東	1.9	139	1,428.5
R2	198	127	37	3	37.5	-6.0	14.8	北東	1.9	134	1,321.5
R3	216	107	42	0	37.8	-6.2	15.0	北東	1.8	128	1,539.0
R4	229	108	27	1	36.7	-5.2	14.9	北東	1.9	144	1,125.0
R5	251	81	33	0	37.6	-6.1	16.3	北北西	1.6	113	1,525.5
R6	215	114	37	0	37.4	-3.6	16.4	北北西	1.6	114	1,404.5
平均	220	111	33	1	-	-	15.2	-	1.9	134	1,327.9

資料：統計ひたちなか

第2章 計画の基本的な考え方

1 世界、日本の環境問題に関する動き

今日における世界的な環境問題としては、気候変動による異常気象、海洋プラスチックごみ汚染※をはじめとした資源の不適正な管理、生物多様性※の損失などが挙げられます。この環境問題は、私たちの日々の生活や経済活動に由来する温室効果ガス※などが原因の1つとされているため、日々の生活において一人ひとりが環境負荷※に関して考え、行動することが求められています。

2015年に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、その中核をなす国際社会共通の目標として、持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。SDGsは環境・経済・社会の向上にかかる17の目標及び169のターゲットから構成される、途上国と先進国共通の持続可能な社会※づくりを実現するための目標であり、それぞれの目標・ターゲットが相互に関係している、複数の課題を統合的に解決することを求めています。



参考：国際連合広報センターより「持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド」環境省

環境問題の中でも気候変動については、2015年にフランスのパリで開催された締約国会議※（COP21）において、京都議定書※以来となる2020年以降の温暖化対策の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。世界177カ国・地域が締結したパリ協定においては、産業革命前からの地球の平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えることを世界共通の長期目標として掲げ、さらに1.5℃に抑える努力を継続することとしています。また、先進国だけでなく、途上国を含めたすべての国に対して、削減目標を作成し、目標達成に向けた国内対策を進めることを義務付けています。

日本では、2016年に「パリ協定」の批准承認案が可決され、地球温暖化※対策計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減目標を、2030年度に2013年度比で26%の水準にすることとしました。さらに気候変動適応計画※を策定し、気候変動影響評価報告書※において示された7つの分野「農業、森林・林業、水産業分野」、「水環境・水資源分野」、「自然生態系分野」、「自然災害・沿岸域分野」、「健康分野」、「産業・経済活動分野」、「国民生活・都市生活分野」における基本的な施策を示し、気候変動により引き起こされるであろう災害等を未然に防ぐ、もしくは被害を最小限に抑える対策を行っています。

2 本市の環境問題に関する動き

本市は、これまで県下有数の工業都市として発展してきましたが、これに起因した大気や水質などの環境の悪化が、1960年代から1970年代前半にかけて見られました。このため、茨城県公害防止条例による地域公害防止計画※に基づく施策を実施し、これらの克服に努めてきました。しかし、近年の大量生産・大量消費・大量廃棄といった社会経済活動の定着に伴う、日常生活における環境負荷の増大により、都市・生活型公害※が顕在化してきました。また、本市海岸部においては、約1,200haに及ぶひたちなか地区の開発が進められています。この開発は、北関東地域の総合的な開発を先導する重要なプロジェクトであり、茨城県の北部地域開発の拠点として、中核国際港湾茨城港常陸那珂港区※や国営ひたち海浜公園の建設が進められているところです。

さらに、地球規模の自然環境破壊などを背景とする自然環境保護意識が高まるにより、現在の環境問題は従来の事案対処型行政では対応できなくなってきました。

このような状況の中、本市においても多様な環境問題の解決と真の豊かさを目指し、2000年3月、環境保全に関する基本理念を掲げ、今後の環境政策の理念を明らかにした「ひたちなか市環境基本条例」を制定しました。

〈ひたちなか市環境基本条例で掲げる4つの基本理念〉

- 健全で豊かな環境のもたらす恵みの持続的な享受
- 各主体の協同による有限な環境資源の適正管理
- 地球規模の環境問題に対する、市の施策による環境保全上の支障の未然防止
- 環境保全施策の科学的かつ総合的な実施

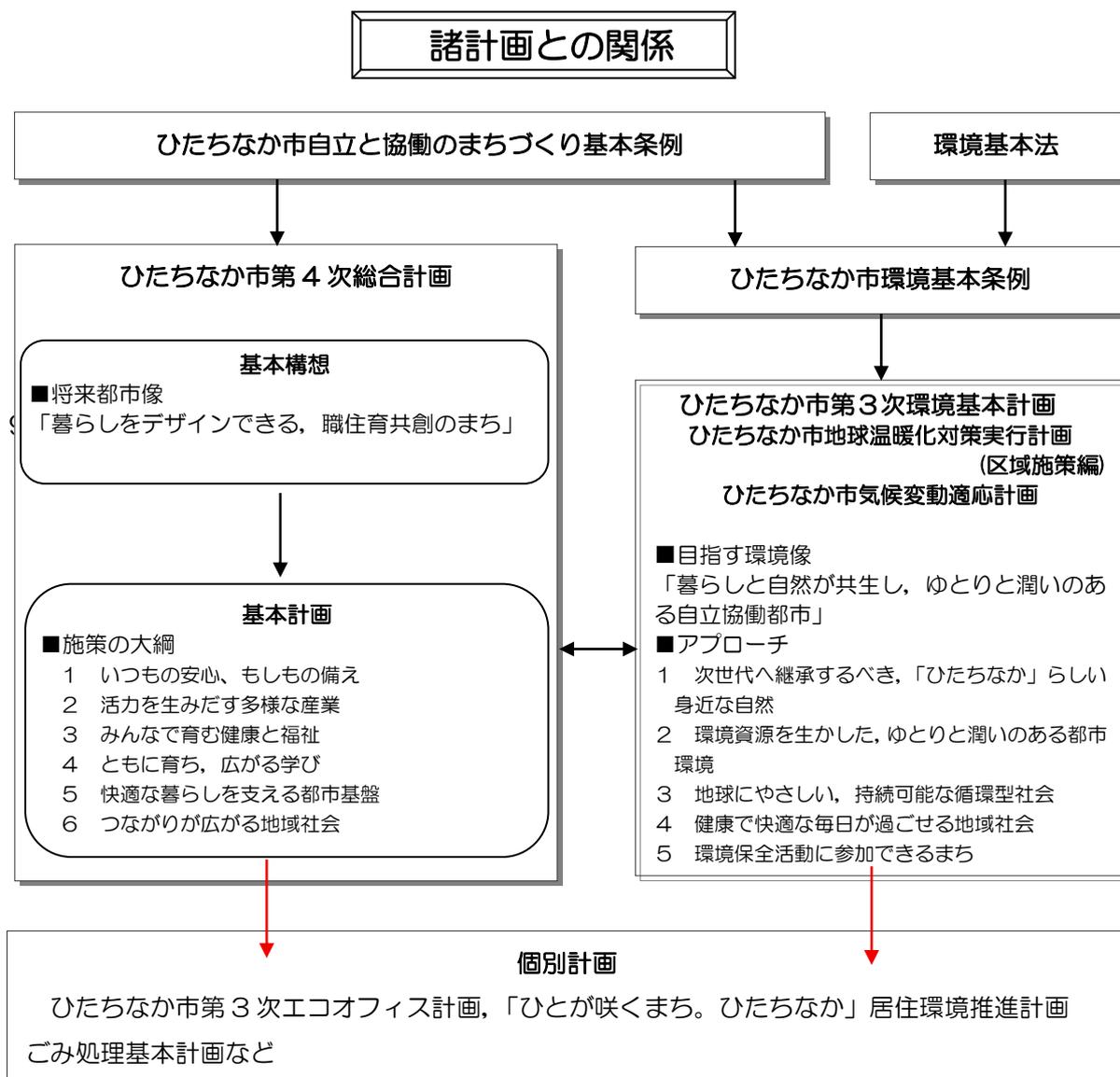
同環境基本条例で示された基本理念を受け、地域の豊かな自然を後世に継承するとともに快適で住みよい環境づくりを進めるため、2002年3月に「ひたちなか市環境基本計画」を策定しました。2012年5月には「ひたちなか市第2次環境基本計画」を策定し、その中で環境学習の推進など、市民や事業者の環境に関する意識向上を図ってきました。

今般、第2次環境基本計画の期間満了に伴い、本市において影響が避けられない世界的な環境問題に取り組むため、SDGsの考え方や気候変動問題を包括した「ひたちなか市第3次環境基本計画」を策定しました。

3 計画の性質と位置づけ

本計画は、2000年3月に制定された「ひたちなか市環境基本条例」第8条の規定に基づき策定する環境行政に関する総合的な計画であり、「ひたちなか市環境基本条例」の理念を施策として展開するための具体的な方向性を示すものです。環境行政の基本理念、望ましい環境像と基本目標、施策の基本方向及びその他環境の保全等に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を示しています。あわせて、本市の施策の遂行にあたっての環境への配慮事項や、個別の計画策定における環境の保全等に関する方向性を明らかにするものです。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第2項の規定に基づき策定する「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第12条に基づき策定する「地域気候変動適応計画」を本計画に統合した計画として位置づけます。



4 対象とする計画の範囲

本計画の対象は、ひたちなか市域全体とし、市が先頭に立ち、市民及び事業者と協働することにより、より効率的な計画の推進を図っていきます。また、本計画の対象分野は、「自然環境」、「都市環境」、「地球環境／循環型社会※」、「生活環境」及び「パートナーシップ」の5つの分野とします。さらに、関連する分野については、広域的な連携対応が必要なものについては、国や県、他の地方自治体などと協力しながら課題の解決に取り組むものとなります。

自然環境

地形・地質／河川・海岸／動物／植物／
身近な水辺・自然／ひたちなか地区の自然 など

都市環境

都市景観／公園・緑地／歴史的・文化的環境／
暮らしのマナー・モラル など

地球環境／循環型社会

地球環境（地球温暖化／オゾン層破壊※／酸性雨※ 等）／
資源・エネルギー／廃棄物／水資源・水循環／自動車交通 など

生活環境

大気汚染／水質汚濁／騒音・振動／悪臭／土壌汚染／
地盤沈下／有害化学物質等※／環境放射線※等 など

パートナーシップ

環境教育／環境学習／環境情報／環境保全活動 など

5 計画の期間

改定後の計画期間は、「ひたちなか市第4次総合計画」の前期基本計画期間（令和8年度～令和11年度）における環境行政の成果や社会情勢の変化等を踏まえ、第4次環境基本計画の策定に反映させるため、2030年度（令和12年度）までの5年間とします。

また、本計画は、計画で考慮されていない新たな問題の発生や、市民の環境に対する認識・ニーズの変化、環境に関する情勢の変化に対しても柔軟に対応します。

計 画	年度				
	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12
市第4次総合計画前期基本計画				◎	後期計画
市第3次環境基本計画（改定）					◎

◎：目標年度

6 第3次環境基本計画の振り返り

今般、第3次環境基本計画は策定から5年が経過し、計画に定める中間見直しの時期を迎えました。この間の環境に関する社会情勢の変化や、市民・事業者のニーズの動向を的確に把握し、計画後半の施策をより実効性のあるものとするため、現行計画の評価を実施しました。

本計画の上位計画である『市第3次総合計画後期基本計画』の【V-9 環境保全】において、環境保全対策に関する市民満足度を確認しました。計画最終年度である令和7年度の目標値3.14に対して、令和4年実績が3.14、令和5年実績が3.13、令和6年実績が3.25と、おおむね目標を達成する見込みです。

次に、市第3次環境基本計画を見直すにあたって、市民、児童生徒、市内事業者の環境に関する意識を把握するために、アンケートを実施いたしました。アンケートの設問内容は、環境に関する意識、行動変容を確認するような内容としました。アンケートは、市第3次環境基本計画策定時（2020年度実施）に導入したWEBアンケート方式を引き続き採用し、発送時の運輸に係る温室効果ガス排出削減やアンケート用紙の紙削減に努めました。周知方法は、市報や市ホームページのほか、小・中学校及び義務教育学校の児童生徒とその保護者に対してはアプリを利用し、関係事業者等には、ひたちなか商工会議所の協力で、当該会議所のホームページに掲載しました。その結果、2,147件の回答をいただきました。（アンケート結果は参考資料〇〇ページ参照。）

○ 対象者

- ・市内に居住している方、通学・通勤をしている方
- ・市内小学校5年生及び義務教育学校5年生
- ・市内中学校2年生及び義務教育学校8年生
- ・市内事業者

○ 実施期間

市民・児童・生徒 令和7年6月18日(水)～令和7年7月2日(水)

事業者 令和7年7月10日(木)～令和7年7月24日(木)

○ 結果

- ・市民、児童・生徒の環境に関する興味関心においては、おおむね市第3次環境基本計画策定時よりも多くの方が興味関心を持つ方が増加したことが分かりました。
- ・一方で、環境に良い行動を実行するためには、行動手法や効果がわかりにくいために、実行に移すことができないことがあることが分かりました。

◎ 改定の方向性

以上の評価結果から、改定の方向性としては、計画の目指す環境像や基本的な体系は、現行計画の考え方を引き続き堅持し、その取組を推進します。併せて、社会情勢の変化を踏まえて各種情報を最新化するとともに、特に優先度の高い課題である重点的な取組（リーディングプロジェクト）の見直しを行い、環境保全行動の実践を促す施策の充実を図ります。

第2章 計画の基本的な考え方

環境に関する意識調査アンケート抜粋

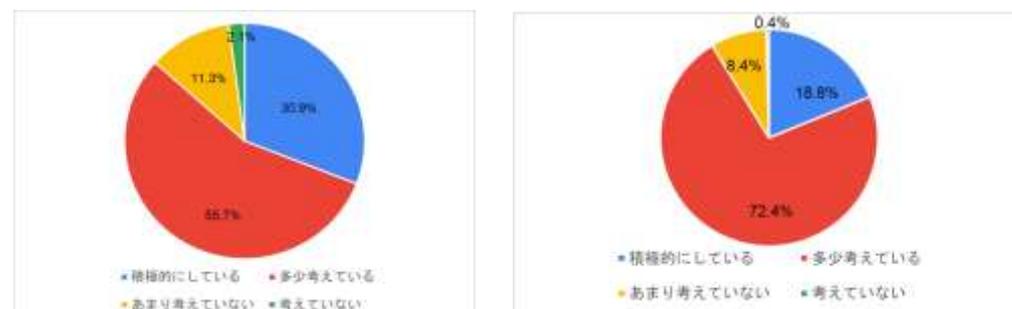
Q1 地球に起きている環境問題を知っていますか。



Q2 環境問題に対して、どの程度の問題意識を持っていますか。



Q3 日頃から環境に配慮した行動をしようと心がけていますか。



Q6 環境に配慮した行動を行おうとしたけれど、できなかったことはありますか。



第3章 計画の基本的な方針

1 目指す環境像

本計画の目指す環境像は、次のとおりとします。

暮らしと自然が共生し、ゆとりと潤いのある自立協働都市

■ 暮らしと自然が共生……とは

本市は、身近で豊かな自然に囲まれ、多くの人々がそこで暮らすとともに、工業・水産都市として活発な産業活動が行われています。

今後は、地球環境にやさしい循環を基調としたライフスタイルやワークスタイルの浸透を図るとともに、暮らしと産業と自然の共生する都市を目指します。

■ ゆとりと潤いのある自立協働都市……とは

本市は、市民憲章※やコミュニティ活動を通じた市民ぐるみの緑化運動などを実施し、ゆとりや潤い、快適さを実感できる花と緑に包まれた都市づくりを目指しています。また、本市は、全国から多様な人材が集り、活発に市民間の交流が行われています。

今後は、美しく豊かな自然環境など、恵まれた条件と地域の資源を最大限に活用しながら、市民、事業者及び市が協働し、市民相互のネットワークを広げ、暮らしたくなるまち、暮らし続けたいまちを目指していきます。

2 取組の視点（5つのアプローチ）

目指す環境像を実現するためには、総合的、体系的に施策の方向性を示す必要があります。この計画では、目指す環境像を実現するための取組の視点として5つのアプローチを提示します。

アプローチ		
1	自然環境	次世代へ継承するべき、「ひたちなか」らしい身近な自然
2	都市環境	環境資源を生かした、ゆとりと潤いのある都市環境
3	地球環境 循環型社会	気候変動に対応する持続可能な循環型社会
4	生活環境	健康で快適な毎日が過ごせる地域社会
5	パートナーシップ	環境保全活動に参加できるまち

また本計画では、各アプローチと特に関連性の深いSDGsの目標を示し、重点的に取組を進め、関連する計画指標を達成することで、SDGsが掲げる持続可能な社会の実現を目指すこととします。

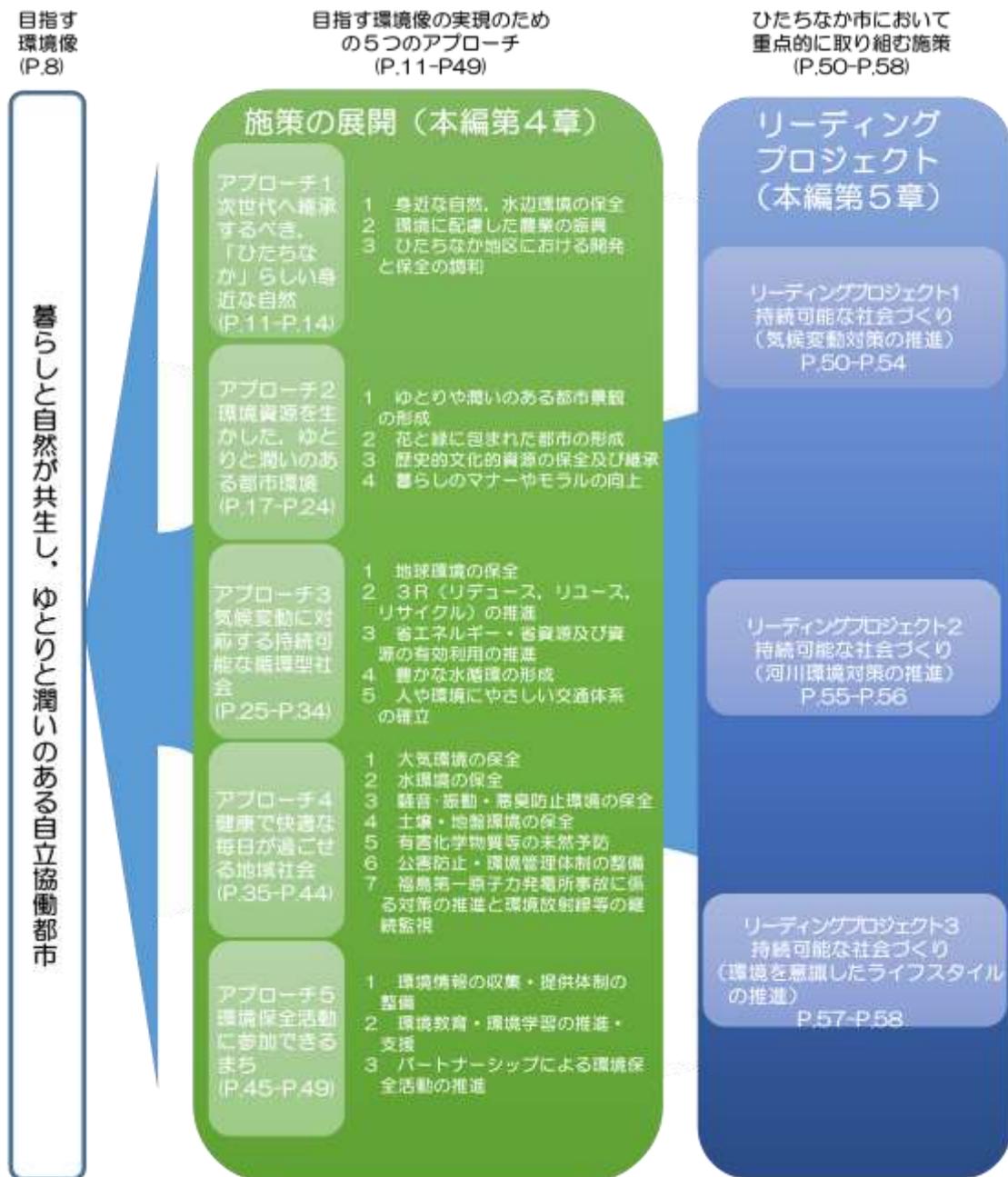
本計画が目指す5つのアプローチとSDGsの関連性

1	次世代へ継承するべき、「ひたちなか」らしい身近な自然		6 安全な水とトイレを世界中に 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう
2	環境資源を生かした、ゆとりと潤いのある都市環境		11 住み続けられるまちづくりを 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう
3	気候変動に対応する持続可能な循環型社会		7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 12 つくる責任つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を
4	健康で快適な毎日が過ごせる地域社会		3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを
5	環境保全活動に参加できるまち		4 質の高い教育をみんなに 16 平和と公平をすべての人に 17 パートナーシップで目標を達成しよう

3 計画の体系

本計画の体系を以下の図に示します。

目指す環境像を実現するための5つのアプローチ中で、特に重点的に取り組む施策を「リーディングプロジェクト」と位置づけます。このリーディングプロジェクトを達成することにより、目指す環境像の実現をより確実なものとしします。



第4章 施策の展開

～5つのアプローチに関する具体的な施策～

アプローチ1 『 自然環境 』

次世代へ継承すべき、「ひたちなか」らしい身近な自然

地球の長い歴史の中で受け継がれてきた豊かな自然環境を「次世代を担う子どもたちへ」と継承し、あわせて、自然と調和のとれた開発を推進していきます。

SDGs 該当目標



現状と課題

本市は、那珂川と、その河口から国営ひたち海浜公園にいたる海岸部、北部の大規模な樹林地帯、中小河川や水路、溜池に接する斜面緑地※、水辺地など、豊かな自然環境に恵まれています。市域面積の約3割を占める農地では、かんしょ、イチゴ、メロン、トマトなど数多くの農作物を生産する優良な畑地帯が広がり、特に、本市のかんしょを原料にしたほしいもは日本一の生産量を誇っています。

一方、本市と東海村にまたがる「ひたちなか地区」では、県北地域振興の拠点及び北関東の中核都市として総合的な発展を先導するために、国営ひたち海浜公園の整備や中核国際港湾（茨城港常陸那珂港区）などの開発が進められています。

国においては、生物多様性の損失を止め、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標」が掲げられています。市内においても、こうした国の動きに関連し、民間の取組による「自然共生サイト」（OECM）の認定事例が確認されています。本市としても、こうした国の動向も踏まえ、豊かな自然環境を保全するため、引き続き風致地区※や緑の保存地区※の指定などの施策に取り組む必要があります。また、市内の農地では、農業者の高齢化などにより遊休農地※などが増加していることから、引き続き、遊休農地の有効活用など農地の流動化対策に取り組む必要があります。

また、ひたちなか地区では、残された生態系を保全し、自然と発展性という優れた特徴を生かした開発を進めています。国や県、市民、事業者と連携を図りながら、引き続き、自然環境と調和のとれた開発を推進していく必要があります。

身近に残された豊かな自然は、地球の長い歴史の中で受け継がれてきた本市の貴重な財産であります。今後も私たちは、豊かな自然、優良な農地などの恵まれた環境を「次世代を担う子どもたち」へと継承しながら開発を推進していく必要があります。

1.1 身近な自然，水辺環境の保全

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
良好な緑地の保全	○ 保安林※や大洗県立自然公園区域※，釜上自然環境保全地域※及び多良崎城跡緑地環境保全地域※などの緑地を，市民共有の財産として保全します。	農政課 環境政策課 教育委員会総務課文化財室
	○ 市域に残る良好な平地林※や斜面緑地等については，地域制緑地※保全計画に基づいて，市民の協力のもと風致地区や緑の保存地区に指定し，地域制緑地として保全に努めます。	都市計画課 公園緑地課
	○ 良好な緑を保全するため，名木・古木等の貴重な樹木を保存樹木※に指定します。	公園緑地課
水辺空間の保全	○ 河川の浄化や生物の生育環境にも配慮した河川整備を進めるとともに，市民と協力し河川の清掃活動を行います。	河川課
	○ 親水空間として下江川の水辺の楽校※の適切な管理・運営を行います。	河川課
	○ 中心市街地における水と緑のオアシスとして整備された親水性中央公園の保全に努めます。	公園緑地課
	○ 名平洞公園については，水質浄化のため造成した滞留池の流入出水の水質調査，水質浄化剤の投入などを行い，その効果を検証し，水質浄化につなげることを目指します。	公園緑地課
	○ 大洗県立自然公園区域内にある中生代白亜紀層などの貴重な海岸環境を保全するため，地域住民や関係団体等と協力し，海岸クリーン運動※を実施します。	環境政策課
	○ 漁港環境の美化については，漁港管理者である茨城県と連携し，漁港をきれいにする会を支援します。	水産課
	○ 阿字ヶ浦海岸及び磯崎漁港海岸の保全に努めます。	企画調整課
生物多様性の確保	○ 野生動植物を適切に保護し，野生動植物の生息，生育環境を保全に努めます。	環境政策課
	○ 生物多様性の損失を止めるため，2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する目標である『30by30』について，適切な情報提供を行います。	
	○ 貴重な動植物の保護や特定外来生物※の防除等に対する理解や協力を得るため，適切な情報提供を行います。	環境政策課
	○ 特定外来生物の分布，生育状況などを把握し，固有生態系に影響が生じないように対策を図ります。	環境政策課
自然保護意識の高揚	○ 市民の自然保護意識の高揚を図るため，自然保護思想の普及啓発に努めます。	環境政策課

■市民が取り組むこと

- 地域制緑地の管理・保全に参加・協力します。
- 地域制緑地への理解を深め、風致地区や緑の保存地区等への指定に協力します。
- 名木・古木等の貴重な樹木の保存樹木指定に協力します。
- 親水空間としての河川環境の保全・整備に積極的に協力します。
- 下江川における水辺の楽校事業に参加・協力します。
- 海岸クリーン運動に参加・協力します。
- 野生動植物の生息・生育地にむやみに立ち入ることや、捕獲・収集をしないようにします。
- 外来生物が生態系に及ぼす影響を理解し、外来種※等の動植物を野に放さないようにします。
- 「30by30」や「自然共生サイト」など、生物多様性について理解を深めます。
- 自然への理解を深め、自然保護に努めます。

■事業者が取り組むこと

- 地域制緑地の管理・保全に参加・協力します。
- 地域制緑地への理解を深め、風致地区や緑の保存地区等への指定に協力します。
- 自社が保有・管理する土地（工場の緑地、社有林、ゴルフ場、敷地内のビオトープなど）を生物多様性保全の場として、保全します。
- 親水空間としての河川環境の保全・整備に積極的に協力します。
- 下江川における水辺の楽校事業に参加・協力します。
- 海岸クリーン運動に参加・協力します。
- 開発事業においては、既存の植生や地形をできるだけ活かす計画・事業としたり、自然への影響が小さい工法を採用したりするなど種や生態系の保全に努めます。
- 自然への理解を深め、自然保護に努めます。

1.2 環境に配慮した農業の振興

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
環境保全型農業※の推進	○ 農薬や化学肥料の使用を低減し、輪作や有機肥料の活用による土づくりを基本とした環境との調和を図る環境保全型農業を進め、安心・安全な農産物の生産を拡大します。	農政課
	○ 環境保全型農業の推進者であるエコファーマー※認定を支援します。	農政課
地場農業の振興	○ 農業団体と連携して市民との交流イベント等を開催し、農業への関心を深めてもらうことで、地域農業の持続的な発展を促進します。	農政課
	○ 学校給食等での地域の農産物の使用を推進するとともに、農産物直売所を通じた直接販売などの地産地消※の取組を促進します。	幼児保育課 農政課 教育委員会保健給食課
農地保全の推進	○ 農業振興地域整備計画※に基づき、優良農地※の保全及び整備に努めます。	農政課
	○ 遊休農地の解消及び農業体験を通じた市民と農業のふれあいの場の提供を目的に、市民農園※等の整備事業を検討します。	農政課
農業集落地域の環境整備	○ 生活排水※対策など、農業集落地域の環境整備に努めます。	農政課 環境政策課
平地林の保全	○ 保安林及び森林整備計画対象民有林は、環境資源として水源かん養※や潮風害防止などの公益機能としての役割が高いことから、森林の保全を図ります。	農政課

■市民が取り組むこと

- 農産物直売所の利用や契約栽培の活用等，地場産品を積極的に購入します。
- 農家との交流イベント等に参加し，消費ニーズの提示，新しい調理法の紹介など地場産品の普及啓発に協力します。
- 市や関係団体と連携し，市民と農家の交流イベント等を企画・運営します。

■事業者が取り組むこと

- 有機農法※・低農薬農法の導入，環境負荷の少ない農業資材や機械の利用など，環境保全に配慮した農業を実践します。
- 地場産の飼料作物の利用など，地域内で生じた窒素やりんなどを活用した循環型農業の構築に取り組みます。
- 食品関係事業者は，無農薬作物など環境負荷の低い農産物を積極的に購入し，環境保全型農業の普及を支援します。
- 市民農園の開設やオーナー制度※等を企画・運営し，地場産品の販路の拡大や谷津田等の農地環境の保全を支援します。
- 消費者のニーズ等を踏まえ，無農薬作物など消費者が安心できる作物を提供します。
- 農産物直売所等の充実等を通じ，地域住民への販路を拡大します。
- 食品関係事業者は，地場産品を積極的に取り扱い，消費者にPRします。

1.3 ひたちなか地区における開発と保全の調和

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
港湾建設に伴う環境の変化の監視	○ ひたちなか地区における港湾建設に伴う環境の変化を監視します。	企画調整課 環境政策課
	○ 茨城港常陸那珂港区の緑地整備を促進するとともに、ひたちなか地区内の施設については緑地の確保や緑化の推進、雨水の地下浸透に配慮した施設づくりを要請・指導します。	企画調整課 環境政策課
	○ 常陸那珂火力発電所及び常陸那珂共同火力発電所 1 号機に係る公害防止協定※の進行管理に努めます。	環境政策課
	○ ひたちなか地区に立地する工場等に公害防止協定の締結を働きかけます。	環境政策課
湿地、砂丘環境の保全と活用の促進	○ 国営ひたち海浜公園内の沢田湧水地、砂丘、樹林地などの貴重な自然環境の保全に国営ひたち海浜公園と連携して取り組みます。	環境政策課
	○ オオウメガサソウ、ハナハタザオ、スカシユリ、ハマギクなどの貴重な野生植物の保護・保全・増殖活動に国営ひたち海浜公園と連携して取り組みます。	環境政策課
	○ 生態系の頂点に立つオオタカや海浜部に営巣するコアジサシ、沢田湧水地のオゼイトトンボやホトケドジョウなどの貴重な動物の生息状況の把握・保護・保全対策に国営ひたち海浜公園と連携して取り組みます。	環境政策課
	○ 国営ひたち海浜公園内の沢田湧水地、砂丘、樹林地などの自然環境を生かした観察施設の整備、体験学習プログラムへの参加を促進します。	環境政策課 教育委員会指導課

■市民が取り組むこと

- 国営ひたち海浜公園内で実施されている希少な動植物の保護・繁殖活動に積極的に参加します。
- 国営ひたち海浜公園内の沢田湧水地、砂丘や樹林地などの自然環境を生かした観察施設を積極的に利用します。
- 国営ひたち海浜公園の豊かな自然環境を活用した親子自然教室、ネイチャーウォーキングや環境学習などの体験学習プログラムに積極的に参加します。

■事業者が取り組むこと

- 国営ひたち海浜公園内で実施されている希少な動植物の保護・繁殖活動を支援します。
- 国営ひたち海浜公園で実施している体験学習プログラムを従業員やその家族に周知します。

アプローチ2 『都市環境』

環境資源を生かした、ゆとりと潤いのある都市環境

優れた文化資源や海・緑などの恵まれた自然資源の保全、緑化の促進や生活マナー・モラルの向上などにより、「ゆとり」や「潤い」、「快適さ」といった要素を重視した、まちづくりを推進していきます。

SDGs 該当目標



現状と課題

本市では、整然と整備された市街地の街並みをはじめ、豊かな緑に包まれた台地、岩礁や砂浜からなる変化に富んだ海岸線、那珂川などの沿岸の豊穡な田園地帯などが一体となった良好な景観が形成されています。

また、市街地の良好な景観を形成するために整備された公園や緑地は、市民の憩いやふれあいの場であるとともに、森林の植栽により洪水や土砂災害を抑制する防災機能や、緑化の推進による温室効果ガスの削減効果といった様々な付加価値も生み出しています。

そのため本市では、良好な緑地を残し、これらの景観を保持するため、それぞれの場所に適した都市整備を進めています。

市域に残る良好な斜面緑地等については、地域性緑地として風致地区や緑の保存地区に指定し保全を図り、公共施設等については、幹線道路等に樹木や花を植栽して、緑化の推進に努めています。また、生垣設置の奨励や記念樹の配布により市民の緑化に対する意識を促進し、事業者には、工場・事務所等を建築する際に市の緑地確保基準※に基づく緑地整備の指導を行っています。

都市化が進む本市では、近隣の交流や相互扶助の意識の希薄化による、ペットや騒音などの生活マナーに関するトラブルの増加や、良好な景観を保持・創造するために建物等の形態や色彩を周辺の街並みと調和させることなどが、課題となっています。

市民一人ひとりが快適に心地よい暮らしができるよう、生活マナーの向上と、景観に配慮した市民協働のまちづくりを進めていく必要があります。

2.1 ゆとりや潤いのある都市景観の形成

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
景観に配慮したまちづくりの推進	○ 茨城県景観形成条例を適正に運用し、大規模建築物等については、地区の特性や景観に配慮した設計となるよう指導に努めます。	都市計画課
	○ 都市景観ガイドライン※の活用を図りながら、地区ごとに、その地区の特性に応じた良好な景観の形成に努めます。	都市計画課
	○ 地区計画※や建築協定※などにより、地区の特性を生かした個性あるまちづくりを進め、良好な都市景観の創出に努めます。	都市計画課
	○ 屋外広告物については、茨城県屋外広告物条例に基づき指導を行うとともに、違反広告物については是正指導に努めます。	都市計画課
魅力ある都市空間の整備	○ 歩道幅員の広い道路や歩行者専用道路については、地域住民の協力を得ながら、四季折々の変化が楽しめる樹木や花を植栽して緑化に努めます。	道路管理課 都市計画課 公園緑地課 区画整理事業課 区画整理一課 区画整理二課 那珂湊地区土地区画整理事務所
	○ 河川やため池を活用し、自然景観を生かし整備した公園は、水と触れ合う親水空間として適正な保全に努め、市民の憩いや学習の場として一層の活用を図ります。	公園緑地課
	○ 中心市街地については、立地適正化計画により、商業、医療、福祉などの多様な都市機能の誘導・集約を図り、誰もが安心して歩いて回遊できる環境づくりを進めます。佐和駅周辺地区については、土地区画整理事業により良好な居住環境を生みだし、佐和駅を中心としたまちづくりを進めます。	都市計画課
自然景観の保全と活用	○ 大洗県立自然公園区域、釜上自然環境保全地域及び多良崎城跡緑地環境保全地域を、貴重な自然景観を有する景観資源として保全し、周知を図ります。	環境政策課 教育委員会総務課文化財室
	○ 大洗県立自然公園区域内にある中生代白亜紀層などの貴重な海岸環境を保全するため、地域住民や関係団体等と協力し、海岸クリーン運動を実施します。	環境政策課

	○ 市街地の美観風致を保全するため、名木・古木等の貴重な樹木を保存樹木に指定します。	公園緑地課
	○ 市域に残る良好な平地林や斜面緑地等については、市民の協力のもと風致地区や緑の保存地区に指定して、地域制緑地として保全に努めます。	都市計画課 公園緑地課
	○ 特色ある景観を保持するため、天然記念物※、史跡及び名勝地の保全に努めます。	教育委員会総務課文化財室

■市民が取り組むこと

- 都市景観に係る知識や理解を深め、積極的にまちづくりに参加します。
- 敷地内の生け垣の設置や緑化などにより、良好な街並み景観の形成に協力します。
- 名木・古木等の貴重な樹木の保存樹木指定に協力します。
- 海岸クリーン運動に参加・協力します。
- 地域制緑地の管理・保全に参加・協力します。

■事業者が取り組むこと

- 都市景観に係る知識や理解を深め、積極的にまちづくりに参加します。
- 大規模な建築物等を建設する際は、周辺景観との調和を図るとともに、地区の特性にも配慮したデザインを使用します。
- 屋外広告物は、周辺景観との調和が図られた適正なデザインを使用します。
- 海岸クリーン運動に参加・協力します。
- 地域制緑地の管理・保全に参加・協力します。

2.2 花と緑に包まれた都市の形成

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
緑化推進体制の充実	○ 事業所等の緑化については、市緑地確保基準により指導し、緑化の推進に努めます。	公園緑地課
	○ 市民憲章やコミュニティ活動を通し、市民による緑化運動を促進し、緑の愛護思想の普及に努めます。	公園緑地課
公共公益施設の緑化の推進	○ 市街地の緑化を推進するため、幹線道路は街路樹に適した樹木を植栽し緑化に努めます。	都市計画課 公園緑地課
	○ 植樹帯や植樹柵への緑化活動を、花植え活動団体等との協働により推進します。	公園緑地課
	○ 学校などの公共施設については、四季折々の変化が楽しめるような樹木や花の植栽及び保全に努めます。	公園緑地課 教育委員会学 校管理課 教育委員会指 導課
	○ 街かど花いっぱい運動の一環として、小中学校などを対象にチューリップの球根配布を実施し、学校敷地内における緑化の推進と景観の向上に努めます。	公園緑地課
	○ 幹線道路の清掃や植樹帯等の除草を実施し、清潔な道路環境の保持に努めます。	道路管理課
都市公園※の整備	○ 公園整備については、地域住民の意見を聞きながら、地域の特性や周辺環境に配慮した公園整備に努めます。	公園緑地課
	○ 既設公園については、計画的に施設の管理・維持補修に努めます。	公園緑地課
	○ 中心市街地における水と緑のオアシスとして整備された親水性中央公園の保全に努めます。	公園緑地課
	○ 名平洞公園については、水質浄化のため造成した滞留池の流入出水の水質調査、水質浄化剤の投入などを行い、その効果を検証し、水質浄化につなげることを目指します。	公園緑地課
	○ 既設公園については、公園内樹木の伐採や剪定を年次的に行うなど、緑の保全に努めます。	公園緑地課
	○ 公園の管理については、公園管理団体との協働も活用しながら適切な管理に努めます。	公園緑地課
	○ 国営ひたち海浜公園については、沢田湧水地や地域固有の自然、動植物の保全を促進します。	環境政策課
私的空間の緑化の促進	○ 記念樹（誕生・結婚・新築）の配布や生垣設置の奨励などにより、住宅地の緑化促進に努めます。	公園緑地課

	○ 工場や事務所等を建築（新・増築）する場合は、市緑地確保基準により、緑化促進に努めます。	公園緑地課
	○ 市域の美観風致を保全するため、名木・古木等の貴重な樹木を保存樹木に指定します。	公園緑地課
	○ 事業所との公害防止協定締結時に市緑地確保基準の規定を盛り込み、事業所内の緑化促進に努めます。	公園緑地課
	○ 良好な工場環境を保持するための方法などについて、啓発・支援に努めます。	商工振興課

■市民が取り組むこと

- 市民憲章運動やコミュニティ活動を通し、積極的に緑化運動に参加します。
- 花植え活動団体等の地域の緑を守る活動に積極的に参加します。
- 記念樹の植樹や生垣の設置により緑化に努めます。
- 名木・古木等の貴重な樹木の保存樹木指定に協力します。
- 公園管理団体に協力し、公園の保全に努めます。

■事業者が取り組むこと

- 市民憲章運動やコミュニティ活動を通し、積極的に緑化運動に参加します。
- 事業所内の緑化を進めます。

2.3 歴史的文化的資源の保全及び継承

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
文化財の調査、保護・保存の推進	○ 文化財については、計画的に調査し、保護・保存するとともに、保護体制の充実に努め、文化財指定を推進します。	教育委員会総務課文化財室
	○ 遺跡の周知を進めるとともに、開発地域に所在する遺跡については、関係者に協力を得て発掘調査を実施します。	教育委員会総務課文化財室
文化財愛護活動の充実	○ 文化財を紹介するマップ・リーフレットや市報などにより、文化財愛護思想の普及に努めます。	教育委員会総務課文化財室
	○ 文化財愛護団体※の活動を支援します。	教育委員会総務課文化財室
	○ 文化財の公開を推進するとともに、文化財講座等を開催します。	教育委員会総務課文化財室

■市民が取り組むこと

- 本市の文化財や伝統文化について理解と知識を深め、保護に協力します。
- 埋蔵文化財※の発掘調査に協力します。
- 無形民俗文化財※の保護に協力するとともに、その伝承に努めます。
- 郷土を知るための文化財講座等に積極的に参加します。

■事業者が取り組むこと

- 本市の文化財や伝統文化について理解と知識を深め、保護に協力します。
- 開発予定地などでは、埋蔵文化財の発掘調査に協力します。
- 無形民俗文化財の保護に協力するとともに、その伝承に努めます。
- 敷地内の文化財や遺跡を保全します。

2.4 暮らしのマナーやモラルの向上

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
近隣に配慮した暮らしの普及	○ 悪臭や騒音を出さないよう、近隣に配慮した生活・事業活動のマナーの普及啓発を行います。	環境政策課
	○ 苦情の発生等に際し、それぞれの事案に応じた適切な改善指導を行います。	環境政策課
	○ まちをきれいにする条例の普及と適切な運用により犬のふん害防止に努めるとともに、犬の適切な飼育方法の啓発を実施します。	健康推進課 環境政策課
	○ 過度な騒音や排気ガスを発生させる車両の走行抑制に向け、警察と連携して適切な対策を講じます。	生活安全課
	○ 空き地等適正管理条例及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き地や空き家など民有地の適正な管理指導を行います。	市民活動課空家等対策推進室 環境政策課
不法投棄(ごみの投捨てを含む)対策の推進	○ まちをきれいにする条例の普及と適切な運用によりごみの投捨て防止に努めるとともに、地域住民活動と連携し、ごみの回収や監視・指導体制を強化します。	廃棄物対策課
	○ 啓発や監視活動等により、不法投棄防止に努めます。	廃棄物対策課
環境美化活動の促進	○ 市コミュニティ組織連絡協議会と連携し、地域単位での市民参加による環境美化活動を促進し、河川・海岸クリーン運動や環境美化運動等を実施します。	市民活動課 環境政策課 廃棄物対策課 河川課
	○ 公園管理団体等と連携し、各公園の環境美化運動等を実施します。	公園緑地課
	○ 自宅前の自主的な清掃など、環境美化に配慮した暮らしのマナーの普及啓発に努めます。	環境政策課 廃棄物対策課
	○ 市民等が行うボランティア清掃活動については、市民と協同し、ボランティア用ゴミ袋を配布するとともに、清掃後のゴミ袋の回収を行います。	廃棄物対策課
	○ 公衆トイレは、定期的に清掃や修繕を行い、市民が利用しやすいよう、衛生管理に努めます。	各施設担当課
	○ 観光事業者や市民団体等の協力のもと海岸清掃を行い、ごみのない美しい海岸環境の保全に努めます。	観光振興課
観光マナーの普及	○ 観光事業者、市民団体等の協力を得ながら、ごみの持ち帰りなどのクリーン推進キャンペーンや観光地の環境美化運動を行います。	観光振興課

■市民が取り組むこと

- 日頃から騒音や悪臭を出さないなど、近隣に迷惑のかからない暮らしに努めます。
- 地域をよく理解し、近隣との良好な関係を築きます。
- 犬のふんは持ち帰り、処分します。
- ペットは適切に飼育・管理等を行い、最後まで面倒をみます。
- ごみの投捨て・不法投棄はしません。
- 市が不法投棄対策として実施するごみの回収などに協力します。
- 悪質な不法投棄を見かけた場合は、速やかに「不法投棄110番※」に連絡します。
- 自宅及び自宅周辺の美化に配慮し、自主的な草刈りや庭木管理、清掃等を行います。
- 市や地域が行う環境美化活動に積極的に参加・協力します。

■事業者が取り組むこと

- 事業所内及び事業所周辺の美化に配慮し、自主的な植栽管理や清掃活動を実施します。
- 廃棄物は不法投棄せず、適正な処理・処分を行います。
- 市や地域が行う環境美化活動に積極的に参加・協力します。
- ホテル、釣具店、交通機関等において、ポスターやパンフレットによる観光マナーの普及を図ります。
- 滞在者へのごみ持ち帰りの周知・意識啓発を徹底します。

■滞在者が取り組むこと

- ごみの投捨て・不法投棄はしません。
- 動植物への影響などに配慮し、環境破壊のないレジャーマナーを守ります。

アプローチ3 『 地球環境／循環型社会 』 気候変動に対応する持続可能な循環型社会

世界的な課題でもある「気候変動」や「廃棄物問題」をはじめ、資源やエネルギーの枯渇など様々な問題に対し、「自分たちができること」を意識して、具体的な行動を起こしていくことが求められています。

SDGs 該当箇所



現状と課題

本市は、地域のリーダーとなる事業所として、「市第3次エコオフィス計画」や「ごみ処理基本計画※」などを策定し、環境問題に対して様々な視点から行動しています。

気候変動の影響は「地球沸騰化」の時代とも言われ、熱中症患者の増加や豪雨災害の頻発化などに象徴されるように、市民生活に直接影響する事例が顕在化しています。

特に気候変動への対応は、国の「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、従来の化石燃料※への依存から、再生可能エネルギー※を基調としたエネルギー体系への転換が急務となっています。本市では「ひたちなか市再生可能エネルギービジョン」に基づき再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、国の「第7次エネルギー基本計画」等で示されている次世代技術の動向も注視しつつ、市全体のエネルギー構造の高度化を図っていく必要があります。

また、資源・廃棄物問題に関しては、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動から脱却し、「循環経済（サーキュラーエコノミー）」へ移行が求められています。本市においても、3R※の取組により、資源物も含めたごみの総量は減少傾向にある一方、資源化率※については国・県平均値より下回っている状況にあります。今後も資源化率向上へ向けた取組として分別を更に徹底するなど、引き続き循環型社会の構築を推進していく必要があります。

私たちは、それぞれの役割の中で、国の「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」（愛称「デコ活」）を意識し、具体的な行動に移すことで、環境を意識したライフスタイルへ転換していくことが必要です。

3.1 地球環境の保全 《リーディングプロジェクト1 (P.50～)関連》

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
温室効果ガスの排出削減	○ 地域のリーダーとなる事業者として、職員一人ひとりの環境意識の高揚を図るとともに、温室効果ガス排出削減のため、市第3次エコオフィス計画を推進します。	全課
	○ 物品の調達、購入は、市第3次エコオフィス計画に基づき、グリーン購入※に努めます。	全課
	○ 市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割において、温室効果ガス排出削減策を推進するよう啓発を行います。	環境政策課
	○ 市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、CCUSやメタネーションなどのカーボンリサイクル等のさまざまな次世代技術について、動向を注視し、情報提供を行います。	環境政策課
	○ 植物による二酸化炭素※の吸収を促進するため、緑の保全や公共施設等の緑化を積極的に行います。	環境政策課 公園緑地課
	○ 二酸化炭素やHFC※消火剤を使用する消火設備を導入する際は、特定非営利活動法人消防環境ネットワーク※へ登録し、適正に管理します。	資産経営課 環境政策課
	○ いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出推進協議会に参画し、茨城県全体において温室効果ガスの大幅削減や新エネルギー・再生可能エネルギー等を活用した産業競争力・立地競争力の強化を実現するために必要な官民学の連携を図る協議を行います。	企画調整課 商工振興課 環境政策課
	○ 茨城港カーボンニュートラルポート形成計画作成ワーキンググループに参画し、「カーボンニュートラルポート」の形成に向けた協議を行います。	企画調整課
オゾン層保護対策の推進	○ オゾン層を破壊する特定フロン※等を排出させないために、公用車、公共施設の冷蔵庫やエアコンなどの更新、廃棄の際は、フロン排出抑制法、家電リサイクル法や自動車リサイクル法に基づき適正に回収します。	各施設担当課
	○ ハロンなどの消火剤を使用する消火設備を導入する際は、特定非営利活動法人消防環境ネットワークへ登録し、適正に管理します。	資産経営課 環境政策課
	○ オゾン層を破壊する特定フロン等を排出させないために、フロン排出抑制法、家電リサイクル法や自動車リサイクル法などの遵守徹底や特定フロン等の取扱いについての意識啓発を行います。	環境政策課 廃棄物対策課

	○ 事業所で使用されている特定フロン等の取扱いに関する指導に努めます。	環境政策課
	○ オゾン層破壊による有害紫外線※の増加に伴う影響や対策について、情報収集・提供に努めます。	健康推進課 環境政策課
酸性雨対策の推進	○ 雨水成分調査による監視を実施します。	環境政策課
	○ 酸性雨の原因や影響等の対策について、情報収集・提供に努めます。	環境政策課
森林(特に熱帯林)保護対策の推進	○ 市第3次エコオフィス計画に基づき、用紙類の合理的な使用やその管理に努めます。	全課
	○ 市第3次エコオフィス計画に基づき、環境に配慮した紙製品の購入に努めます。	全課
	○ 熱帯林の減少が生物多様性や気候変動などに及ぼす影響について、情報提供に努めます。	環境政策課

■市民が取り組むこと

- 市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を理解し、日々の生活で温室効果ガス排出の削減に努めます。
- 省エネルギーに努めるとともに、再生可能エネルギーへの転換を進めます。
- 家電製品や自動車等を購入するにあたっては、ノンフロン製品※を選択し、フロン類が使用されているものは、適正に処分します。
- 紙製品を購入するにあたっては、環境に配慮したものを選択し、適正な使用に努めます。

■事業者が取り組むこと

- 市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を理解し、温室効果ガス排出削減の検討を行います。
- 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーへの転換を進めます。
- 未利用エネルギー※や次世代エネルギーの活用に努めます。
- CCUS に対する情報収集をします。
- 特定フロン等に関する規制を遵守し、回収及び適切な処理を徹底します。
- 二酸化炭素やHFC 消火剤を使用する消火設備を導入する際は、特定非営利活動法人消防環境ネットワークへ登録し、適正に管理します。
- グリーン購入に努めます。
- 生産工程や製品のノンフロン化を推進するとともに、製品等に含まれるフロン類の有無や適正な処分方法を表示します。
- 再生可能エネルギーの利用や次世代自動車※（ハイブリッド自動車※など）の導入、ばい煙※除去設備の整備などにより、事業活動に伴う酸性雨の原因物質を含むばい煙等の排出を抑制します。
- 建設事業における国産材の利用を促進します。
- 紙を無駄なく使用するとともに、再生紙や間伐材※などの熱帯の木材を利用していない環境に配慮した紙製品の購入や開発・販売に努めます。

3.2 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
公共施設での3Rの推進	○ 市第3次エコオフィス計画及びごみ処理基本計画に基づき、公共施設から排出されるごみの3Rを推進します。	資産経営課 環境政策課 廃棄物対策課 各施設担当課
家庭での3Rの推進	○ 分別品目の分類や回収方法、電化製品の処理方法など、ごみ出しのルールについて周知徹底を図ります。	廃棄物対策課
	○ 3Rを推進するため意識啓発に努めるとともに、資源物の回収を促進します。	廃棄物対策課
	○ 不用品を手軽に売却できる一括査定サービス「おいくら」の活用を推進することにより、市民のリユースに対する意識の向上を図り、市域のリユースを推進します。	廃棄物対策課
	○ ごみの減量化や分別のため、指定ごみ袋や処理券の使用を促進します。	廃棄物対策課
	○ 生ごみの減量化を促進するとともに、段ボールコンポストの普及や生ごみ処理容器の購入費補助を行うなど普及を図り、生ごみのリサイクルを促進します。	環境政策課 廃棄物対策課
	○ 自治会や子ども会による資源回収事業や牛乳パック回収事業を促進します。	廃棄物対策課
	○ 使用済み乾電池の回収を促進します。	廃棄物対策課
	○ 環境に配慮した消費行動（3Rの推進・マイバッグ持参運動※・食品ロス※の削減、プラスチック製品使用の適正化）の啓発に努めます。	廃棄物対策課
事業所での3R・廃棄物適正処理等の推進	○ 事業者へ3Rの意識啓発を図ります。	廃棄物対策課
	○ 事業者へ一般・産業廃棄物の適正な処理・処分について啓発や指導を行います。	廃棄物対策課
	○ 多量なごみを排出する事業者に対しては、減量化計画等の策定を指導します。	廃棄物対策課
学校等における教育の充実	○ 県など関係機関と連携してパトロールを推進し、不法投棄の防止に努めます。	廃棄物対策課
	○ 学校等で分別収集※を推進するなど3Rに関する啓発を行い、ごみ問題への関心や意識の高揚を図ります。	廃棄物対策課 教育委員会指導課

■市民が取り組むこと

- 市のごみ出しルールに基づいた、適正なごみの分別を遵守します。
- 紙類の分別の徹底、生ごみの水切りなど、より適切なおごみの出し方に努めます。
- 電化製品はルールに基づき、適切に処理します。
- 「おいくら」の活用し、家庭のリユースを促進します。
- 食べ残しを減らす、たい肥化を図るなど、生ごみの減量とリサイクルに努めます。
- 長持ちする商品やリサイクル品の購入、修理等により、物を長く使う工夫をします。
- 「ごみを出さない」・「使えるものは繰り返し使う」・「リサイクル」の3Rを実践します。
- マイバッグの持参や詰め替え商品の購入などにより、ごみの発生を減らします。

■事業者が取り組むこと

- ごみ減量化計画※等を作成し、従業員への啓発指導の強化や目標値等に基づく計画的な3Rの取組に努めます。
- 事業活動における3Rの取組を徹底し、ゼロエミッション※化を目指します。
- 食品ロスがなくなるような工夫に努めます。
- 容器包装の簡素化や詰め替え製品、適量販売など、ごみの出にくい製品等の開発・販売を進めます。
- 自社製品の回収・再使用・リサイクルなど、製品等の循環する仕組づくりに努めます。
- できるだけ長く使える製品等の開発・販売を進めます。
- 共通部品の利用やメンテナンス体制の整備など、物を直し・使う体制を強化します。
- 廃棄物は不法投棄せず、適正な処理・処分を行います。

3.3 省エネルギー・省資源及び資源の有効利用の推進

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
省エネルギー・省資源施策の率先実行	○ 物品等の調達・購入にあたっては、市第3次エコオフィス計画に基づき、グリーン購入に努めます。	全課
	○ 市第3次エコオフィス計画に基づき、公共施設における省エネルギー化や職員の省エネルギー行動を推進し、その成果を公表します。	環境政策課
	○ 第3次エコオフィス計画に基づき、施設照明のLED化を推進します。	環境政策課 各施設担当課
	○ 公共施設におけるコージェネレーション化※や深夜電力を活用した電力負荷平準化設備※の導入など、エネルギー利用の合理化を検討します。	各施設担当課
	○ 学校や公共施設における省エネ型照明機器、省エネ型空調機器、高効率給湯機器などの環境に優しい機器の導入を推進します。	各施設担当課
	○ ひたちなか・東海クリーンセンターの焼却熱を回収して、蒸気タービン発電を行い、発電した電力はセンター内で使用するほか余剰電力については電力会社に売電を行います。	廃棄物対策課
	○ ひたちなか・東海クリーンセンターの燃焼排ガスに含まれるCO ₂ を資源として活用する実証事業に協力し、カーボンリサイクル技術の社会実装に向けた取り組みを支援します。	廃棄物対策課
省エネルギー・省資源推進のための意識の啓発、知識の普及	○ グリーン購入・省エネルギー製品の普及促進に努めます。	契約検査課 環境政策課
	○ 環境省が推進する「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の周知を図り、市民や事業者の参加を呼びかけることで、ライフスタイルにおける省エネルギー・省資源の取り組みを促します。	環境政策課
	○ 市民・事業者に対し、市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき省エネルギー・省資源意識の啓発を行います。	環境政策課
	○ 節電などに役立つ情報の提供を行います。	環境政策課
	○ 環境省が提供している省エネ製品買替ナビゲーション「しんきゅうさん」、「うちエコ診断WEBサービス」等の使用を推進し、最新家電への買換を推進します。	環境政策課
○ 学校における省エネルギー・省資源に関する活動や教育を推進します。	環境政策課 教育委員会指導課	
再生可能エネ	○ 市第3次エコオフィス計画に基づき、施設の新築・改築	環境政策課

ルギー利用の促進	時には、施設の特性、立地状況、屋上の利用形態等を考慮し、太陽光発電設備の設置可能な場所へ、設置の検討を実施します。	各施設担当課
	○ 市民・事業者に対し、市再生可能エネルギービジョンに基づき、太陽光などの自然エネルギーをはじめ、次世代エネルギーである水素など環境負荷の少ないエネルギーの普及や導入の促進を図ります。	環境政策課
	○ 再生可能エネルギーの導入に関する情報の提供を行います。	環境政策課

■市民が取り組むこと

- 日常生活における節電に努め、資源を有効に使います。
- 環境家計簿※を利用するなど、家庭でのエネルギーの消費状況を把握し、無駄のないエネルギー利用に努めます。
- 「デコ活」を実施し、ライフスタイルにおける省エネルギー・省資源の取り組みを行います。
- 「しんきゅうさん」、「うちエコ診断WEB サービス」などを使用し、各家庭に最適な家電を把握し、最新家電へ買い換えます。
- 省エネ型照明機器、省エネ型空調機器、高効率給湯機器などの購入に努めます。
- 太陽光発電システムを住宅に導入するなど、再生可能エネルギーの利用に努めます。
- 住宅の断熱化をはじめ、風通しや自然採光の活用にも努めます。

■事業者が取り組むこと

- 節電に向けた目標値の設定や担当部署の設置など、計画的な推進体制をつくり、事業活動に伴う節電を着実に実行します。
- 熱回収や再生可能エネルギーなど、環境にやさしいエネルギー技術を積極的に取り入れます。
- 省エネルギー技術の開発や省エネルギー・省資源に配慮した製品の開発・製造・販売に努めます。
- 製品のエネルギー効率に関する情報やエネルギー消費の少ない使い方など、省エネルギー情報の提供に努めます。
- 事務所、工場等を建設する際は、断熱構造、通気性、採光等に十分配慮し、省エネルギー化を進めます。

3.4 豊かな水循環の形成

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
節水行動の推進	○ 限りある資源としての水の大切さについて市民の理解と関心を高めるため、水道週間の啓発事業などを通して、節水や漏水防止対策の普及啓発に努めます。	水道事業所
	○ 公共施設における節水型機器・設備の導入を推進します。	各施設担当課
雨水利用と水の再利用の推進	○ 下水浄化センター処理水や雨水等の施設内における再利用の可能性について検討します。	下水道課
	○ 事業者には生産工程や装置の合理化による節水、水の循環利用や再利用など、水資源の有効利用の啓発に努めます。	商工振興課 環境政策課
合理的な水利利用の推進	○ 農業用水の有効利用を促進するため、土地改良区※、水利組合※等が行う既存の用排水路補修などへの補助・支援に努めます。	農政課
水資源の確保	○ 茨城県や那珂川流域市町村との連携のもとに、広域的な水資源の確保に努めます。	企画調整課 水道事業所
	○ 県央広域工業用水道事業※を促進し、工業用水の確保に努めます。	企画調整課
	○ 渇水時等の水資源確保のため、地下水（深井戸）の利活用を推進します。	水道事業所

■市民が取り組むこと

- 節水に関する知識や理解を深め、節水行動や節水型機器の購入に努めます。
- 家庭用小型雨水貯留槽※などにより、雨水の再利用に努めます。
- 雨水を地下に浸透させる施設の設置に努めます。

■事業者が取り組むこと

- 節水に関する知識や理解を深め、節水行動や節水型機器の購入に努めます。
- 事業所における生産工程や装置の合理化による節水、水の循環利用や再利用など、水資源の有効利用に努めます。

3.5 人や環境にやさしい交通体系の確立

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
環境に配慮した自動車利用の促進	○ 公用車は、計画的に低排出ガス車や次世代自動車（EV、FCV、PHV、ハイブリッド自動車など）の導入に努めます。	資産経営課 環境政策課 水道事業所
	○ 国や県などと連携のもと、次世代自動車の普及促進に努めます。	環境政策課
	○ 急発進、急加速、不要なアイドリング※などを控えるエコドライブ※の普及促進に努めます。	環境政策課
	○ 自動車の利用を控え、徒歩、自転車、公共交通機関などを利用するよう普及啓発に努めます。	企画調整課 環境政策課
道路交通の円滑化	○ 道路パトロールを強化し、道路の陥没などの不良状況、通行の安全などを確認します。	道路管理課
	○ 警察と連携を密にし、交通パトロールの強化や違法駐車等の排除等を促進します。	生活安全課
	○ 右折レーンや左折可能な信号機の設置を関係機関に要望し、改善を図ります。	生活安全課
	○ 東中根高場線については、那珂川架橋及び未供用区間の整備促進を図ります。	都市計画課
公共交通機関の整備及び利用促進	○ JR線については、県や関係市町村と連携し、利便性向上や利用しやすい運行ダイヤへの改善などを要請します。	企画調整課
	○ ひたちなか海浜鉄道湊線については、運行ダイヤの見直しや利便性・安全性向上のための環境整備を促進するとともに、観光事業者等と連携し観光客の誘導を図るなど、経営の安定と利用促進に努めます。	企画調整課
	○ 乗合バスについては、市民のニーズを十分に踏まえ、バス会社や国、県と連携し、バス路線の維持や確保に努めます。	企画調整課
	○ 市民の足として、地域と市内拠点等を循環するコミュニティバス※を運行します。また、運行経路等の見直しを行い、利便性の向上を図ります。	企画調整課
徒歩や自転車利用の促進	○ 歩行者や自転車利用者の安全を確保するため、自転車専用通行帯※など、移動手段に応じた通行空間の確保を図ります。	道路建設課 道路管理課 都市計画課
	○ 道路の交通の安全性や快適性、利便性を高めるため、防護柵や道路照明、案内標識などの整備を推進します。	生活安全課 道路建設課 道路管理課 都市計画課

		区画整理事業課 区画整理一課 区画整理二課 那珂湊地区土地 区画整理事務所
	○ 高齢者をはじめ誰もが安全かつ円滑に移動できるよう、歩道の段差解消や視覚障害者誘導ブロックの設置等を行い、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしい道づくりに努めます。	道路建設課 道路管理課 都市計画課 区画整理事業課 区画整理一課 区画整理二課 那珂湊地区土地 区画整理事務所
	○ 観光客による広域レンタサイクルの利用を促すことで、観光地間の移動に伴う自動車利用の抑制を図り、環境負荷の低減につなげます。	観光振興課

■市民が取り組むこと

- 自動車の購入にあたっては、次世代自動車（ハイブリッド自動車など）を選択します。
- 急発進・急加速をせず不用なアイドリングを控えるなど、エコドライブを実践します。
- 自動車や自転車の利用にあたっては、適切な場所に駐車・駐輪し、円滑な道路交通の維持・確保に努めます。
- 自動車の利用を控え、バスや電車などの公共交通の利用に努めます。
- 短距離の移動では、徒歩や自転車の利用に努めます。

■事業者が取り組むこと

- 社用車の購入にあたっては、次世代自動車（ハイブリッド自動車など）を選択します。
- 急発進・急加速をせず、不用なアイドリングを控えるなどエコドライブを実践するとともに、その普及啓発に努めます。
- 自動車通勤者に対する相乗りの促進、ノーマイカーウィーク※の実施等、自動車利用の工夫を図ります。
- バス会社は、次世代自動車（ハイブリッドバスなど）や、より厳しい排ガス規制に適合したバスなど、環境にやさしいバスの導入に努めます。
- 公共交通機関は、1日乗車券など観光客へのサービスを充実します。
- 事業者は、社員の通勤等に際し、駅への送迎バスを運行するなど、バスや電車などの公共交通の利用促進をします。

- 自転車の修理・整備サービス等の向上を図ります。

■滞在者が取り組むこと

- 市内の観光等においては、徒歩や自転車のほか、バスや電車など公共交通を利用します。

アプローチ4 『生活環境』

健康で快適な毎日が過ごせる地域社会

大気汚染、水質汚濁など市民生活に直接関わる環境問題（公害）の発生を未然に防止するとともに、その原因となる環境負荷を最小限に抑えることにより、健康で快適な毎日が過ごせるまちづくりを推進していきます。

SDGs 該当目標



現状と課題

本市は、1950年代後半からの高度経済成長期に県下有数の工業都市として発展し、人口も急増してきました。これに起因する事業所などからの排煙や工業排水の増加による大気汚染や水質汚濁などの産業型公害※、人口増加に伴う生活排水の影響による水質汚濁などの生活型公害が進んだことで、公害に関する相談が増えました。

これに対処するため、国や県において各種公害に関する法令等が制定され、公害の起因となる作業、物質等を規制するための体制が整備されました。

本市では、こうした法令等に基づく事業所などへの立ち入り調査による監視観測体制の強化や、下水道の整備、合併処理浄化槽※への転換などにより、工業排水対策と生活排水対策を行ってきました。あわせて大気や河川、地下水、騒音などの測定を継続して行い、市域における環境問題（公害）を未然に防ぐとともに、その原因となる環境負荷を最小限に抑えるように努めています。

こうした結果、法令等が定める大気質や水質などの環境基準※を、基準値未満に抑えることができましたが、一部の河川で環境基準値を超過するなどの課題が残っています。また、生活スタイルの多様化や地域の関わり方の変化などにより、従来とは異なる生活型公害が発生しています。特に、感覚公害※とも言われる、近所からの生活騒音や悪臭などの相談が増加しており、新たな課題となっています。

健康で快適な毎日が過ごせるよう、未解決な課題や新たな環境問題（公害）を解消するために、引き続き監視観測を行っていくとともに、事業者などと連携を図っていく必要があります。

4.1 大気環境の保全

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
大気汚染防止 対策の推進	○ 大気環境等の監視を続けるとともに、特定事業場※などへの立入調査を実施し、排出基準※の遵守確認や、ばい煙発生施設の適切な管理の指導に努めます。	環境政策課
	○ 野外焼却行為(野焼き)の規制の周知・指導に努めます。	廃棄物対策課
	○ 農家へ麦の種子を配布し播種を奨励することで、季節風による畑土の飛散防止に努めます。	農政課
	○ 公共交通機関の利用促進や公用車の次世代自動車への切替えなど、自動車による大気汚染の負荷低減に努めます。	企画調整課 資産経営課 水道事業所
	○ ノーマイカーウィークの普及啓発に努めます。	企画調整課 環境政策課
工場・事業場対 策の推進	○ 特定事業場などへの立入調査を実施するとともに、排出基準の遵守確認や、ばい煙発生施設の適切な管理の指導に努めます。	環境政策課

■市民が取り組むこと

- 工場・事業場から排出される物質に関心を持ち、異常を感じたときは速やかに市に連絡します。
- 自動車の利用を控え、バスや電車などの公共交通の利用に努めます。

■事業者が取り組むこと

- 工場・事業場は、大気汚染物質の排出に対する規制を遵守します。
- 工場・事業場では、敷地内の緑地確保や緑化に努めます。
- 農業では、麦などの播種により、畑土の飛散防止に協力します。

4.2 水環境の保全 《リーディングプロジェクト2(P.55～)関連》

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
生活対策の推進	○ 公共下水道※や農業集落排水施設※の整備を推進します。	下水道課
	○ 公共下水道や農業集落排水施設への接続が困難な地域については、合併処理浄化槽等の設置に係る費用を助成することにより、適正な汚水処理の促進を図ります。	環境政策課
	○ 合併処理浄化槽等の適切な管理を徹底するため、指導を行います。	環境政策課
	○ 公共下水道供用開始区域において水洗化の普及啓発を図り、水洗化率※の向上に努めます。	下水道課
工場・事業場対策の推進	○ 特定事業場などへの立入調査を実施するとともに、排水基準※の遵守確認や排水処理施設※の適切な管理をするように指導します。	環境政策課
	○ 小規模事業所※に対する適正な排水処理施設の整備等を指導します。	環境政策課
	○ 特定事業場への立入調査を実施するとともに、排水基準の遵守確認や除害施設※の適切な管理の指導に努めます。	下水道課
農業における汚濁負荷の低減	○ 農業における農薬の適正な使用や施肥を指導するとともに、有機農法など環境保全型農業への転換を促進します。	農政課
	○ 家畜の排せつ物処理施設の適切な整備・管理を指導します。	農政課 環境政策課
水質監視体制の充実	○ 公共用水域※、地下水の監視体制を充実し、水質保全に努めます。	環境政策課
水道水の適正な水質管理と安全性の確保	○ 水道水における有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）に関し、国の水質基準項目に基づく水質検査を実施し、その結果を公表することにより、水道水の安全性の確保に努めます。	水道事業所

■市民が取り組むこと

- 公共下水道・農業集落排水施設の整備区域では、速やかに下水道などに接続します。
- 調理くずの適正な処理や合成洗剤等の使用抑制、生分解性※の石鹼の使用など、水質に配慮した取組を実践します。
- 合併処理浄化槽等の適正な維持管理のため、浄化槽法で定められている法定検査の受検に努めます。

■事業者が取り組むこと

- 水質管理の徹底と適正な排水処理施設・除害施設の整備・維持管理を図り、排水基準等を遵守します。
- 水質保全に関する立入検査やデータ等の提供に協力します。
- ちゅう房排水の水質改善を図ります。
- 施肥の適正化や減農薬、有機栽培※等を進め、農業による水質汚濁負荷の低減に努めます。
- 適正な家畜の排せつ物処理施設の整備を図るとともに、維持管理を徹底します。
- 有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）が環境に与える影響についての理解を深め、関連する国の動向や規制について注視します

4.3 騒音・振動・悪臭防止環境の保全

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
騒音・振動対策の推進	○ 幹線道路の自動車騒音※・振動の常時監視を行うとともに、用途地域※ごとに計画的に環境騒音を監視します。	環境政策課
	○ 工場・事業場に対し騒音・振動防止に関し、関係法令に基づき特定施設の適切な管理をするように指導します。	環境政策課
	○ 特定建設作業について、関係法令に基づき、適切な作業をするように指導します。	環境政策課
	○ ピアノや家庭用ボイラー、エアコン室外機等からの生活騒音について、市報等を活用し、騒音低減の意識啓発を行います。	環境政策課
	○ 国道や県道などの特に交通量の多い幹線道路について、騒音対策に効果的な排水性舗装※の施工を要請・実施します。	環境政策課 都市計画課
悪臭防止対策の推進	○ 悪臭防止法などに基づく規制や改善の指導を行うとともに、畜産施設及び排水処理施設の適正な管理や、野外焼却行為（野焼き）の規制について監視・指導に努めます。	環境政策課 廃棄物対策課
	○ 水産加工業における悪臭防止のため、悪臭防止法や水質汚濁防止法の周知・指導をします。	環境政策課

■市民が取り組むこと

- 自動車の利用を控え、バスや電車などの公共交通の利用に努めます。
- 生活騒音の発生防止に努め、近隣へ迷惑をかけないように心掛けます。
- 悪臭の防止に努めます。

■事業者が取り組むこと

- 工場・事業場は、騒音・振動に対する規制を遵守します。
- 建設工事における低騒音型・低振動型機械の使用に努めます。
- 深夜営業、カラオケ騒音などに対する規制を遵守します。
- 工場・事業場は、悪臭に対する規制を遵守します。
- 悪臭の防止に努めます。
- 農業では、堆肥の施肥等に伴う悪臭の防止に努めます。

4.4 土壌・地盤環境の保全

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
土壌汚染対策の推進	○ 土壌汚染やその土地の管理状況を把握し、監視・指導を行い、土壌汚染の防止に努めます。	環境政策課
	○ 土壌汚染の発生源の監視・指導を行い、土壌汚染の防止に努めます。	環境政策課
	○ 市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び市土採取事業の規制に関する条例の適正な運用により、土壌汚染の防止に努めます。	環境政策課
	○ 農薬・化学肥料の使用量削減を目指す持続性の高い農業生産方式の導入を促進します。	農政課
	○ ゴルフ場における農薬使用量削減の指導に努めます。	農政課 環境政策課
地盤沈下防止対策の推進	○ 過剰な地下水の汲み上げ防止、用排水循環利用等について、指導に努めます。	環境政策課
	○ 公共施設の駐車場等について雨水の地下浸透に配慮した整備を行います。	各施設担当課

■市民が取り組むこと

- 低農薬・有機栽培の農産物を購入します。
- 地下水利用に関する規制を遵守します。
- 宅地内において、雨水の地下浸透に努めます。

■事業者が取り組むこと

- 工場・事業場は、土壌の汚染防止に関する規制を遵守します。
- 農業では、低農薬・有機栽培を実践し、農薬・化学肥料の使用量削減に努めます。
- ゴルフ場では、農薬使用量の削減に努めます。
- 地下水利用に関する規制を遵守します。
- 駐車場等において、雨水の地下浸透に努めます。

4.5 有害化学物質等の未然予防

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
有害化学物質等に関する情報収集・提供	○ 国等による化学物質・アスベスト※などの規制の動向や、毒性・環境中の挙動に関する調査研究結果などについて把握し、これらの物質についての正しい知識の集積を図り、市民や事業者への情報提供を行います。	環境政策課
	○ 大気、水質、土壌中の有害化学物質等の監視・測定を推進します。	環境政策課
	○ 環境ホルモン（内分泌攪乱化学物質）※や食品の安全性についての情報収集・提供に努めます。	女性生活課 環境政策課
	○ 化学物質過敏症※についての情報収集・提供に努めます。	健康推進課
有害化学物質等の適正な管理・使用・処分	○ 市が使用する除草剤や害虫駆除剤等の適正な管理と使用を徹底します。	各施設担当課
	○ 非飛散性アスベスト※の適正な管理と施設解体時の適切な処分を行います。	各施設担当課
	○ 学校や公共施設で使用する建材や食器類への安全対策を徹底します。	各施設担当課
	○ 農薬や化学物質の適正な管理・使用・処分について遵守徹底するよう指導します。	農政課 環境政策課 廃棄物対策課
ダイオキシン類※の発生抑制	○ ダイオキシン類に関する情報収集・提供に努めます。	環境政策課
	○ 公共用水域や土壌などでのダイオキシン類の監視・測定を実施します。	環境政策課
	○ 簡易焼却炉の使用及び野外焼却行為（野焼き）の規制の周知・指導に努めます。	廃棄物対策課
	○ ひたちなか・東海クリーンセンターの適切な運転管理を行うとともに、周辺の土壌について、ダイオキシン類の監視・測定を行います。	環境政策課 廃棄物対策課

■市民が取り組むこと

- 有害化学物質等に関して、正確な情報の把握に努めます。
- 環境ホルモンや食品の安全性について、正確な情報の把握に努めます。
- 除草剤や害虫駆除剤等の適正な使用方法を遵守するとともに、適正に管理します。シックハウス症候群※などの化学物質過敏症に関心を持ち、健康を保つための対策を取り入れます。
- ダイオキシン類に関して、正確な情報の把握に努めます。
- ダイオキシン類を発生しやすい塩化ビニール製品等の使用を避けます。
- 簡易焼却炉及び野外焼却に関する規制を遵守します。

■事業者が取り組むこと

- 有害化学物質等に関する情報を収集し、事業活動の中で適切に活用します。
- 環境ホルモンや食品の安全性について、正確な情報の把握に努めます。
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R ※法）に基づき工場・事業場における有害化学物質の保管、使用、輸送、廃棄などの適正な管理を徹底します。
- 除草剤や害虫駆除剤等の適正な使用方法を遵守するとともに、適正に管理します。住宅建築の際には、ホルムアルデヒドなどの化学物質対策を取り入れます。
- 有害化学物質等を使用しない・発生しにくい製品の開発・販売に努めます。
- 低農薬・有機栽培等の農業に努めます。
- 有害となりうる化学物質を用いた製品については、製品の使用者に適切な使用方法や危険性についての情報を提供します。
- ダイオキシン類に関する情報を収集し、事業活動の中で適切に活用します。
- 簡易焼却炉及び野外焼却に関する規制を遵守します。
- 大気、土壌などのダイオキシン類濃度の監視・測定結果を踏まえ、ダイオキシン類発生防止対策に取り組めます。

4.6 公害防止・環境管理体制の整備

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
公害防止・環境管理体制の充実	○ 公害防止施設の設置・改善指導を行うとともに、融資斡旋と利子補給に努めます。	商工振興課 環境政策課
	○ 公害苦情の相談体制を充実するとともに、事案の迅速な調査や指導により早期解決に努めます。	環境政策課
	○ 市民の健康を守るとともに、生活環境の保全を図るため、関係法令・条例の適切な運用に努めます。	環境政策課
	○ 公害発生のおそれのある事業所や施設等について公害防止の指導啓発を行い、必要に応じて公害防止協定の締結に努めます。	環境政策課
中小企業への支援体制の整備	○ 中小企業等による環境経営の実践に向け、環境省が推奨する環境マネジメントシステム「エコアクション21」などの構築及び認証取得について、周知・啓発を行います。	環境政策課
	○ 事業者間の交流や連携体制の構築に対し、支援に努めます。	商工振興課 環境政策課

■市民が取り組むこと

- 各種公害の発見時には、速やかに市に連絡します。
- ピアノや家庭用ボイラー、エアコン室外機等の生活騒音を防止・低減するため、近隣に配慮した良識ある生活マナーを実践します。

■事業者が取り組むこと

- 環境管理計画等を策定し、環境管理目標の設定や担当部署・管理担当者を配置するなど、環境マネジメントシステムの確立を図ります。
- TCFD※、「エコアクション21」などへの参加や公害防止対策の状況を公表するなど、環境管理に対する社会的な責任の明確化に努めます。
- 法令、条例等に基づき、適切な施設整備、メンテナンス、モニタリングの実施など各種公害に関する規制基準※を遵守します。
- 市との間で公害防止協定を積極的に締結します。
- 自主規制として各種公害に対する上乗せ基準を設定するなど、環境保全対策の強化に努めます。
- 最新の環境関連情報の把握や学習に努め、先進的な環境保全対策を進めます。事業者団体等の実施する研修等へ積極的に参加するとともに、行政等の経済的支援を活用し、公害防止に積極的に取り組みます。
- 事業者間の交流・連携を強化し、情報やノウハウ等の交換に努めます。

4.7 福島第一原子力発電所事故に係る対策の推進と環境放射線等の継続監視

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
福島第一原子力発電所事故に係る放射線・放射能の対策の推進	○ 国・県で実施している空間放射線※の測定・放射性物質の検査に加え、市独自に行う空間放射線量の測定や農作物をはじめとする食品等の放射性物質の検査とその結果の公表、市民への放射線測定器の貸出しなど必要な対策を継続して実施します。	生活安全課 農政課 環境政策課 水道事業所
	○ 放射性物質汚染対処特別措置法の汚染状況重点調査地域の指定を受けて実施した公共施設の除染により発生した剪定枝等について、引き続き適正な管理に努めます。	企画調整課 資産経営課 生活安全課 スポーツ振興課 公園緑地課 教育委員会総務課
	○ 指定廃棄物※に指定された焼却灰(ばいじん)については、指定廃棄物一時保管庫に、引き続き適正な保管に努めます。	廃棄物対策課
茨城県東海地区環境放射線監視委員会※への参画	○ 茨城県東海地区環境放射線監視委員会に参画し、国、県、原子力事業者が監視計画に基づき分担して実施する原子力施設周辺の環境放射線量や排水などの監視・測定結果について、評価・検討を行います。	生活安全課
	○ 茨城県東海地区環境放射線監視委員会が取りまとめた環境放射線監視季報については、図書館に配備します。	生活安全課

■市民が取り組むこと

- 放射性物質及び汚染物質に関する情報の把握に努めます。

■事業者が取り組むこと

- 放射性物質及び汚染物質に関する情報の把握に努めます。

アプローチ5 『 パートナーシップ 』 環境保全活動に参加できるまち

市だけでなく、市民や事業者などを含めたすべての主体が当事者意識を持って、気候変動や廃棄物問題、身近な自然の減少などの環境問題に対して一体となって取り組んでいきます。

SDGs 該当目標



現状と課題

世界では、「地球沸騰化」とも言われる気候変動をはじめ、生物多様性の損失、汚染といった「3つの世界的危機」に直面しており、国境を越えて被害が拡大し、国際社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっています。本市においても、先のアプローチで掲げたように様々な環境問題が発生しています。

こうした複雑化・多様化する環境問題の解決には、従来の行政主導型の取組だけでは十分な対応をすることが難しくなっており、市民及び事業者など本市を含む全ての人々が、市域で起きているさまざまな環境問題を「自らの課題」として理解し、向き合うことで、環境に配慮した行動に取り組み、環境を意識したライフスタイルへ転換していくことが必要です。

そのため本市では、市民や事業者等に対し環境問題への意識の高揚を図るとともに、環境保全活動に取り組むための学習機会や、日頃の活動の成果を発表する場の創出に努めてきました。

こうした中、「ひたちなか市第4次総合計画」においては、市民、事業者、行政などが連携・協働する「共創」の理念が、将来都市像（「職住育共創のまち」）や、まちづくりの基本的な考え方（「ともにつくるまちづくり」）の核として位置づけられています。

今後は、市、市民、事業者が、環境問題に対してそれぞれの役割と責務をより深く認識したうえで、市総合計画に掲げられる「共創」の理念も踏まえ、パートナーシップを一層強化した持続可能なまちづくりに一体となって取り組んで行く必要があります。

5.1 環境情報の収集・提供体制の整備

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
環境情報収集 提供体制の整備	○ 国・県・市町村・事業者・各種団体との情報のネットワーク化を図り、各種環境情報について収集し、市公式ホームページを活用し、情報提供に努めます。	環境政策課
	○ 民間事業者等と協働し、市民が日常生活において利用する商業施設や公共スペース等を活用して、環境配慮行動を促進するための効果的な情報発信に取り組みます。	環境政策課
	○ 環境報告書・広報等による環境情報の公表のほか、市公式ホームページを活用し、最新の環境情報の提供に努めます。	環境政策課
環境情報発信 イベント等の 開催・支援	○ 環境講座、環境シンポジウム等のイベントを開催し、環境情報の発信を行います。	環境政策課
	○ 民間事業者や環境団体等と協働し、市民が気軽に参加できる体験型イベントを重視した「環境フェスタ」を開催することで、市民の環境問題に対する関心を高め、実践的な学びの機会を創出します。	環境政策課
	○ 市民や民間団体が主催する情報発信イベントに協力・支援します。	環境政策課
	○ 学校や地域などにおける環境保全活動を積極的に推進するとともに、成果を発表し共有するための機会の充実に努めます。	幼児保育課 環境政策課 教育委員会指導課

■市民が取り組むこと

- 市や民間団体が実施する環境調査等に参加・協力します。
- ひたちなか市の環境を良くする会をはじめとする市域における環境保全の取組を行う団体に参加します。
- 自主的な環境調査等を実施し、地域環境等への知識・理解を深めるとともに、市や民間団体等に情報を提供します。
- 環境フェスタ等に参加し、実践的な学びを実施します。
- 市民や民間団体等によるシンポジウムなど、情報発信イベントに参加し、情報の交換や各主体間の交流を深めます。
- 環境情報発信イベント等を率先的に企画・運営します。
- 民間団体等で保有する環境に関するデータを市に提供します。

■事業者が取り組むこと

- 市や民間団体が実施する環境調査等に参加・協力します。
- 事業活動に関連する環境情報の収集・蓄積に努めます。
- 事業者又は事業者団体の保有する環境関連のデータや保全技術等の情報を提供します。

- 環境保全の取組について積極的に公開します。
- ひたちなか市の環境を良くする会をはじめとする市域における環境保全の取組を行う団体に参加・協力します。
- 環境フェスタ等に参加し、市民に実践的な学びを提供します。

5.2 環境教育・環境学習の推進・支援 《リーディングプロジェクト3(P.57～)関連》

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
環境教育・環境学習の推進・支援	○ 市民、学校、地域、民間団体、事業者、市の役割を踏まえながら、各主体間の連携を図り環境教育・環境学習を推進します。	環境政策課 教育委員会指導課
	○ 職員によるふれあい講座や出前講座などを充実します。	環境政策課 廃棄物対策課
	○ 高等専門学校や大学、民間企業等と連携し、最新の環境技術に関する知見や体験型の学習機会を提供することにより、市民及び児童生徒の環境保全活動への関心を高め、主体的な行動を促します。	環境政策課
	○ 児童生徒が年間を通じて環境課題に取り組むことができる探究型の学習プログラムを充実させ、環境保全に向けた主体的（自発的）な探究活動を支援します。	環境政策課
	○ 各コミュニティ組織の環境部会、茨城県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援します。	市民活動課 環境政策課
	○ 環境教育・環境学習を行うための教材、機会などの充実に努めます。	生涯学習課 環境政策課 教育委員会指導課
	○ 地域の自然観察、農業の体験、ごみ処理施設や下水処理施設の見学会など体験型学習を行うための機会の充実に努めます。	農政課 環境政策課 廃棄物対策課 下水道課 公園緑地課 教育委員会指導課
	○ 国営ひたち海浜公園における自然環境を生かした体験学習プログラムの充実を促進します。	環境政策課
	○ こどもエコクラブ※の活動を支援します。	環境政策課
環境教育を推進する人材の育成	○ 講師やリーダー等の人材を育成するため、県で開催する 워크샵等の各種講習・研修への斡旋を図ります。	環境政策課

■市民が取り組むこと

- ひたちなか市の環境を良くする会をはじめとする市域の環境保全活動を行う団体が主催する環境教育・環境学習等に積極的に参加します。
- 日常から自主的な環境学習に努めるとともに、家族やサークル等による環境教育・環境

学習を行います。

- 環境保全の取組を行う団体等の活動に積極的に参加し、地域的な環境教育・環境学習に協力します。
- 市と連携し、環境教育・環境学習の企画・運営に参加します。

■事業者が取り組むこと

- 環境関連の知識・技術を高める研修、講習等を自主的に実施するほか、従業員への環境教育・環境学習を充実します。
- 行政や環境保全の取組を行う団体等が主催する研修、講習等に積極的に参加します。
- 工場見学や農業体験など、事業活動を生かした学習機会を提供します。
- 各種講習や教育・学習機会に講師や技術者等を派遣します。

5.3 パートナーシップによる環境保全活動の推進

■市が取り組むこと

取組内容	取組内容の詳細	担当課
環境保全活動をパートナーシップにより推進	○ ひたちなか市の環境を良くする会などへの参加を募り、各主体間の連携により情報共有化を促進するとともに、市民が行う環境活動の活性化を図ります。	環境政策課
	○ 民間事業者、高等専門学校、大学等との連携ネットワークを構築・活用し、多様な主体が協働して提供する体験型の環境学習プログラムを充実させることで、市民による環境保全活動の活性化を図ります。	環境政策課
	○ 市コミュニティ組織連絡協議会内の環境部会、茨城県地球温暖化防止活動推進員と連携し、環境に関するイベントの協働開催や環境問題関連の情報共有を行います。	環境政策課
	○ 地域での環境保全活動を育成するための協働事業や、イベント等の企画や活動を支援します。	市民活動課 環境政策課
	○ 商工会議所、農業協同組合や漁業協同組合等の業界団体と連携し、事業者の環境保全活動を支援します。	農政課 商工振興課 水産課
広域連携による取組の推進	○ 環境啓発活動について、那珂川水系水質保全協議会、大洗県立自然公園保護管理協議会やいばらき県央地域連携中枢都市圏などと連携し、効率的かつ効果的な実施に努めます。	企画調整課 環境政策課
	○ 周辺市町村及び県と連携し、エコ通勤チャレンジウィーク、エコライフチャレンジの普及啓発に努めます。	環境政策課 企画調整課

■市民が取り組むこと

- コミュニティ活動に積極的に参加し、地域の環境保全活動の企画・運営に取り組みます。
- 市や民間団体等が行う環境保全活動に積極的に参加・協力します。

■事業者が取り組むこと

- 環境保全に向けたネットワークづくりに参加・協力します。
- 事業者相互の連携や情報交流を促進し、協働による環境保全活動に取り組みます。
- 市や環境保全に取り組む民間団体等と連携し、地域的な環境保全活動への参加や支援等を図ります。

第5章 リーディングプロジェクト

1 持続可能な社会づくり（気候変動対策の推進）

本章は地球温暖化対策推進に関する法律第21条第3項の「地方公共団体実行計画(区域施策編)」及び気候変動適応法第12条の「地域気候変動適応計画」として位置づけます。

(1) 背景

① 世界における気候変動の位置づけ

現在、気候変動に対する危機感が世界中に広がっています。2015年の国連サミット※において、国際社会共通の目標として持続可能な開発目標（SDGs）が全会一致で採択されました。この中には目標13（気候変動）のほか、目標7（エネルギー）や目標12（持続可能な生産・消費）など気候変動に関連した目標が設定されています。

IPCC※の第6次評価報告書（AR6）では、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がないと断定されました。世界の平均気温は、1850～1900年を基準として2011～2020年に1.1℃上昇しています。また、人為的な気候変動は、既に世界中の全ての地域で多くの気象や気候の極端現象に影響を及ぼしており、自然と人々に広範な悪影響や関連する損失・損害をもたらしています。

さらに、温室効果ガスの排出が継続すると、多くのシナリオで2030年代前半までに平均気温上昇が1.5℃に到達すると予測しています。排出量が非常に多い最悪のケース（SSP5-8.5）では、21世紀末（2081～2100年）に世界の平均気温が（1850～1900年比で）4.4℃（3.3～5.7℃）上昇すると予測されており、気候変動がもたらすリスクが深刻化すると考えられます。

さらに、AR6は「全ての人々にとって住みやすく持続可能な将来を確保するための機会の窓が急速に閉じている」と警告しており、この10年間に行う選択や実施する対策が、現在から数千年先まで影響を持つと指摘しています。

そのため、日本を含む190を超える国と地域が締結したパリ協定は、産業革命前からの地球の平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えることを世界共通の長期目標として掲げ、さらに1.5℃に抑える努力を継続することとしています。

IPCC1.5℃特別報告書やIPCC第6次評価報告書（AR6）では、気温上昇が1.5℃と2℃とでは、極端現象の頻度や強度、生態系への影響に有意な違いがあることが示されており、1.5℃に抑える努力を追求することが世界的に急務であると認識されています。気候変動は、国際社会全体で取り組まなければならない大きな課題です。

② 気候変動が及ぼす日本への影響

令和6年(2024年)9月には、前線と台風から変わった低気圧の影響で、石川県能登地方を中心に記録的な大雨となりました。石川県では線状降水帯が発生し、輪島市、珠洲市、能登町に大雨特別警報が発表されました。総降水量が500ミリを超えた地域もあり、死者・行方不明者が発生したほか、大規模な停電、断水、道路の寸断による多数の孤立集落が発生するなど、甚大な被害に見舞われました。

また、風水害だけでなく、乾燥による大規模火災のリスクも顕在化しています。令和7年(2025年)2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災は、約3,370ha(2月19日発生分を除く)を焼損し、死者1名、建物被害226棟という甚大な被害をもたらしました。消防庁の調査報告書では、出火原因の特定に至らなかったものの、特異的な気象条件が火災を未曾有の規模にまで拡大させた最大の要因であると分析されています。

具体的には、火災が発生した令和7年2月の月間降水量が観測史上最少であったこと、火災発生前の31日間まとまった降水(0.5mm以上)がなかったことに加え、直前8日間は降水がゼロであったことで、林内の可燃物が極度に乾燥、さらに火災直後には最大瞬間風速18.1m/sの強風が観測されました。このような「気候変動の影響」と考えられる気象条件により、初期の火災が爆発的に延焼拡大し、甚大な被害につながったと指摘されています。

これらの事例はいずれも人的・物的被害が甚大なものとなっており、近年、気候変動が原因と考えられる気象災害(風水害、大規模火災など)の頻発化・激甚化が進んでいます。

③ 気候変動が及ぼす市への影響

気候変動は、本市へも影響を及ぼしていると考えられます。

まず気温については、水戸地方気象台の気象観測記録によると、隣接の水戸市の年平均気温が明らかな上昇傾向にあり、その上昇幅は100年当たりで約1.4℃となっています。

(図1参照)

分野ごとの影響としては、自然災害分野では、水戸地方気象台の災害の記録によると、本市での風水害の1年当たりの発生件数は、1977年から2011年までの35年間では平均で0.4回でしたが、2012年から2023年までの12年間においては同1.6回と、以前に比べて4倍になっています。(図2参照)。

特に近年の風水害は激甚化しており、2019年の台風第19号では、河川の越水等により本市においても床下浸水219件などの被害が発生しています。さらに、2023年の梅雨前線及び台風2号では、本市の累加雨量が200mmを超え記録的な豪雨となったほか、全国では1時間降水量が観測史上1位の値を更新した地点が見られました。

健康分野では、市内で6月1日から10月31日までの間に熱中症により緊急搬送された患者数が、2015年の60名に対し2023年は144名と、8年間で2.4倍に増加しています。

農業分野では、気候変動による考えられる高温の影響が県内でも顕在化しています。茨城県の資料によると、令和5年(2023年)の7~8月の気温は観測史上最も高くなりました。

第5章 リーディングプロジェクト

水稲においては、穂が出る時期に高温が続くと白く濁った粒(白未熟粒)が多く発生し、米の品質低下(1等米比率の低下)につながります。令和5年産米は、この高温の影響により1等米比率が現行検査制度開始以来、最も低くなりました。

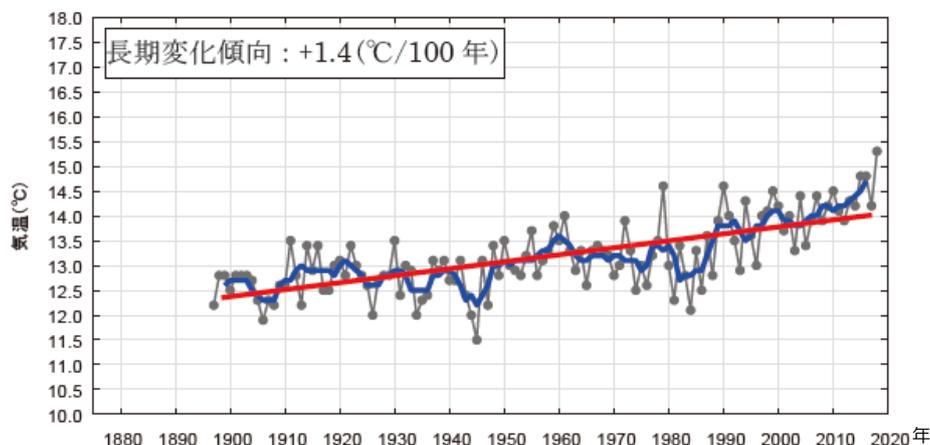


図1 水戸市の年平均気温の経年変化(1897年から2018年まで)

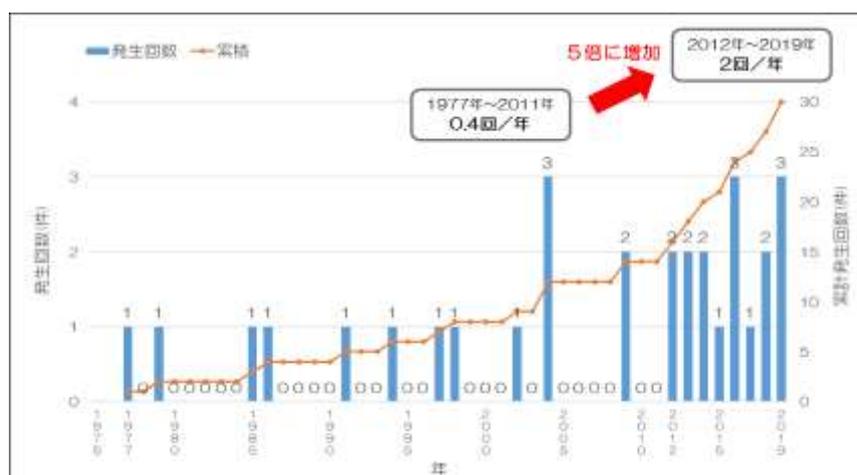


図2 本市で発生した災害(風水害)件数(1977年から2019年まで)

気候変動適応情報プラットフォーム※が公開している気候変動の将来予測(WebGIS)の予測によると、本市は2020年の平均気温が10-15°Cに対して、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない最大排出量シナリオ(SSP5-8.5)化では、年平均気温15-20°Cであり、年平均気温が約5°C上昇し、また1年のうち日降水量が50mm以上となる日数が、2020年に比べ、2090年では1.4倍に増えるとされています。(MRI-ESM2-0モデル使用)

このように本市においても、現在及び将来的にも、気候変動による気温上昇(猛暑日や熱帯夜の増加)や、大雨・短時間強雨の増加による自然災害分野、健康分野、農業分野への大きな影響が懸念されます。

(2) 緩和策・適応策について

気候変動による影響に対処し、市民の生命・財産を将来にわたって守り、持続可能な社会づくりを推進するためには、緩和策（温室効果ガスの排出削減等）に取り組むことはもちろんのこと、現在生じている、また将来予測される気候変動による被害の回避・軽減を図る適応策（災害予防等）に、取り組むことが重要です。

国の緩和策については、2050年カーボンニュートラル（温室効果ガスの排出を実質ゼロにすること）の実現を目指すことが大方針として掲げられています。この実現に向け、2025年（令和7年）2月に最新の「地球温暖化対策計画」及び「第7次エネルギー基本計画」が閣議決定されました。この新しい「地球温暖化対策計画」では、パリ協定に基づく日本の新たなNDC（国が決定する貢献）として、従来の2030年度46%削減目標（2013年度比）に加え、2035年度に60%削減、2040年度に73%削減（いずれも2013年度比）という野心的な中間目標が設定され、国連に提出されました。

この目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋として、「第7次エネルギー基本計画」において、2040年度の新たなエネルギーミックス（電源構成）の見通しが示されました。安全性（Safety）を大前提に、エネルギーの安定供給（Energy Security）、経済効率性の向上（Economic Efficiency）、環境への適合（Environment）を目指す「S+3E」の原則のもと、再生可能エネルギーを「最大電源」と位置づけ、4～5割程度まで導入し、原子力（2割程度）とともに脱炭素電源として活用する一方、火力発電の比率を3～4割程度まで引き下げるといった、具体的な方針が示されています。

また、適応策については、2023年（令和5年）5月に「気候変動適応法」が改正され、深刻化する気候変動影響への適応策が強化されました。この改正法に基づき、国は同月（2023年5月）に「気候変動適応計画」を新たに閣議決定しました。この計画においても、気候変動影響評価報告書のなかで示された8つの分野（「農業、林業、水産業」、「水環境、水資源」、「自然生態系、生物多様性」、「自然災害、沿岸域」、「健康」、「産業、経済活動」、「国民生活、都市生活」及び「分野横断的な施策」）における基本的な施策が示されています。



参考：気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)

市自らの事務・事業（事務事業編）については、「ひたちなか市第3次エコオフィス計画」に基づき取組を推進しており、国の目標引き上げ（2030年度46%削減）や市のカーボンニュートラル表明（2021年3月）を受け、2024年（令和6年）3月に同計画を改定しました。この改定後の計画では、目標を従来の40%削減から引き上げ、2030年度までに、市庁舎・公共施設等からの温室効果ガスの排出を2013年度比で50%削減することとしています。

これと並行して、市全体の温室効果ガスの排出削減を推進するため、新たに「ひたちなか市地方公共団体実行計画（区域施策編）」（令和7年3月改定）を策定しました。区域施策編においては、国の2030年度削減目標（2013年度比46%削減）と整合を図り、これと同等の削減を目指すこととし、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野で削減目標を掲げました。また、長期的な目標として、2050年までに市域からの温室効果ガスの排出を実質ゼロにすること（カーボンニュートラル）を目指します。カーボンニュートラルの実現は、市、市民、事業者の全てが意識を共有し、ともに取り組んでいくことが必要です。そのため市は、率先して温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、市民・事業者への必要な支援や情報提供等に努めながら、持続可能な資源循環型の地域社会づくりを推進します。

また、国の気候変動適応計画及び茨城県の地球温暖化対策実行計画に掲げられている7つの分野のなかでも、本市で特に影響が懸念される3つの分野「農業分野」、「自然災害分野」、「健康分野」を本計画に位置付け、市全体で取り組みます。

実施内容

◎ 緩和策

温室効果ガスの排出削減に関する施策（緩和策）については、別に定める「ひたちなか市地方公共団体実行計画（区域施策編）」に基づき、市・市民・事業者が一体となって推進します。

◎ 適応策

- 市民、事業者に対し、気候変動について学ぶ機会を提供し、気候変動に対する関心や意識の高揚を図ることにより、自発的な環境活動を促進します。
- 市民、事業者の自発的な環境活動の発表の機会や交流・連携の場を提供することにより、気候変動に対する関心や意識の更なる高揚を図ります。
- 気候に左右されず、安定して水稲やほしいもの製造ができるよう支援します。
- 農業における気候変動の影響や対策などを普及するために、国や県等が実施するセミナーなどの情報共有に努めます。
- 再生可能エネルギーの利用に加え、災害時の非常用電源としても有用な住宅用蓄電池※設置促進に努めます。
- ハザードマップ、災害対応マニュアルなどの整備により、市民や市職員が、災害が起きた際に迅速かつ的確に行動できるようにします。

第5章 リーディングプロジェクト

- 感染症と自然災害が重なる複合災害への対応等を踏まえた上で、市、自治会、消防団、学校、福祉施設等の関係機関と連携し、地震・津波災害を想定した総合防災訓練を実施します。
- 円滑かつ迅速な避難を促進するため、防災情報のメール・SNS 配信サービスを展開し、気象庁が発表する「震度3以上の地震情報」、「津波情報」、「気象警報」、「台風情報」、「指定河川洪水予報（那珂川）」等の情報配信を実施します。
- 豪雨等による住宅への浸水被害や道路冠水などの水害を未然に防ぐため、中丸川流域における浸水被害軽減プランに基づき、雨水幹線整備事業及び大川改修事業等を実施します。
- 気候変動による水害リスクの増大に適応するため、国や県と連携して「那珂川緊急治水対策プロジェクト」を推進し、堤防整備や河道掘削等のハード対策と、土地利用の工夫や避難体制の強化等のソフト対策を一体的に進め、洪水被害の防止・軽減を図ります。
- 熱中症や感染症など、今後発生すると予測されている健康被害に対し、市民、事業者が適正な行動がとれるように注意喚起や情報提供を行います。
- 平常時は「涼みどころ」として、また、気候変動適応法に基づく熱中症特別警戒情報の発令時には「クーリングシェルター」として活用できるよう、公共施設及び民間事業者に登録への協力を呼びかけます。
- 気候変動適応法に基づく熱中症特別警戒情報が発令時に、防災無線や SNS を用いて、迅速に市民、事業者等に情報提供いたします。
- 熱中症による健康被害を未然に防ぐため、熱中症のリスクや具体的な予防方法、応急処置などをまとめて SNS 等を利用し、市民の予防意識の向上と適切な対策行動の実践を促します。
- 気候変動適応法に基づき、市社会福祉協議会等を熱中症対策普及団体として指定し、関係機関と連携しながら、特に配慮が必要な高齢者等へのきめ細かな普及啓発活動を推進します。

2 持続可能な社会づくり（河川環境対策の推進）

（1） 背景・目的

本市では、「ひたちなか市水環境再生計画※」に基づき、家庭や事業所からの排水による水質汚濁の防止を図るため、公共下水道・農業集落排水処理施設の整備及び合併処理浄化槽の設置等、汚水処理施設の普及や環境学習を推進するとともに、事業所に対し水質汚濁防止法等の公害関係法令による規制を行ってきました。その結果、市内のほとんどの河川がBOD※の環境基準を達成することができました。

しかしながら、市第2次環境基本計画（前計画）「早戸川水質改善推進事業」では、目標値の環境基準値 BOD5.0mg/ℓ を達成できなかったことから、水質改善に向けた調査を行ったところ、N-BODが高い傾向にあることがわかってきました。

「ひたちなか市地域におけるきれいな水環境推進計画※」の後継計画である「ひとが咲くまち。ひたちなか」居住推進計画に基づき、引き続き水質汚濁のない河川環境の整備に取り組んでいきます。

（2） 実施内容

○ 早戸川水質汚濁の原因究明

環境基準（BOD）を達成していないことから、原因を究明するとともに、数値の高くなる一因でもあるアンモニア等の流入が減るよう早戸川沿岸の公共下水道区域における整備を図ります。

○ 環境負荷軽減活動の推進

「ひとが咲くまち。ひたちなか」居住環境推進計画に基づき、汲み取り便槽※や単独処理浄化槽※など環境負荷の高い排水設備から、公共下水道等への接続又は合併処理浄化槽への転換を促進し、河川環境基準点測定地点の透視度50度以上の達成率を維持し、河川環境の保全に努めます。

○ 環境学習の推進

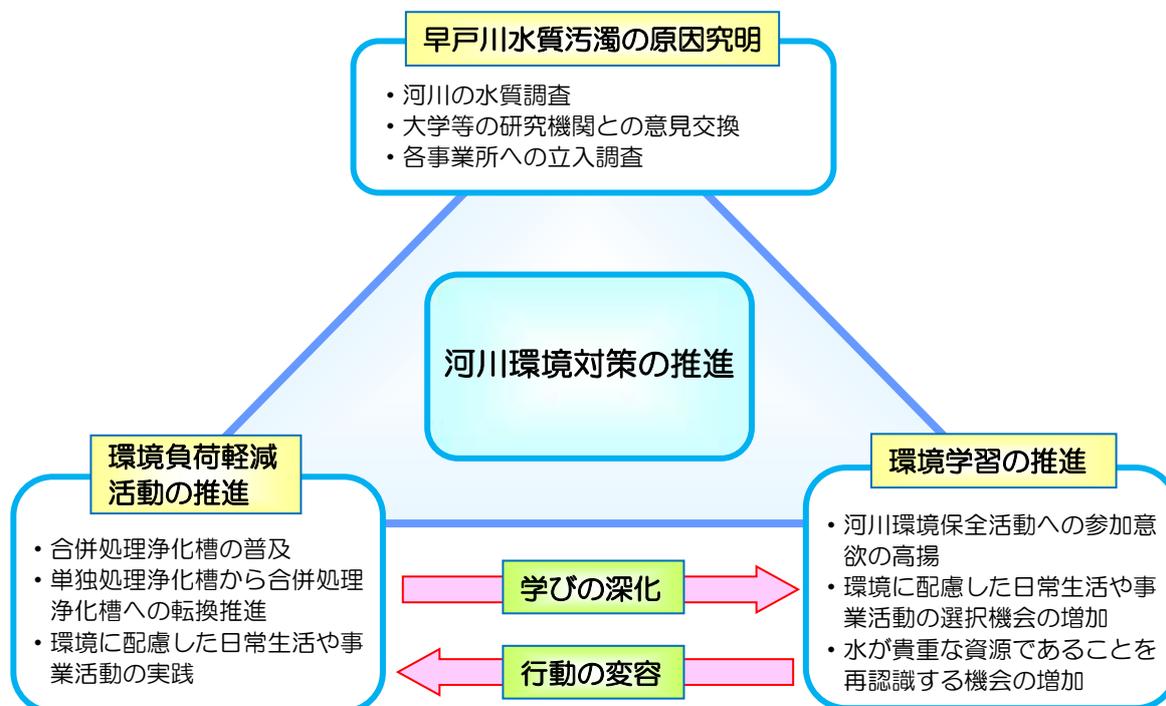
日常生活や事業活動による河川への影響を市民や事業者理解してもらうとともに、河川環境の保全のために、日常生活や事業活動でできることを考える機会を提供します。

（3） 計画目標

目標	現況値(2024年度)	目標値(2030年度)
市域河川の環境基準(BOD)達成率(5河川6地点)	83%	100%
河川環境基準点測定地点の透視度50度以上達成率の維持	75%	75%以上

(4) 展望

市民・事業者に河川環境の保全に対する意識の高揚を図り、市民・事業者・市が協働して、市域における河川環境を保全します。



3 持続可能な社会づくり（環境を意識したライフスタイルの推進）

（1）背景・目的

地球温暖化に起因する気候変動は世界的に大きな影響を与え、2024年は観測史上最も暑い年であったと報告されました。我が国においても、同年に、夏の平均気温が過去最高を記録し、熱中症による救急搬送人員が調査開始以降で最多となるなど、市民生活に直結する影響が顕在化しています。

こうした危機的な状況に対し、国は2050年のネット・ゼロ（温室効果ガス排出量実質ゼロ）実現に向けた「地球温暖化対策計画」を策定しており、その達成には、産業界だけでなく、私たちの日常生活における取り組みが不可欠です。特に家庭部門においては、2030年度までに温室効果ガス排出量を66%（2013年度比）削減するという、非常に高い目標が設定されています。

しかし、国民の約9割が「脱炭素」という言葉を認知している一方で、具体的な行動に移している人は約3割にとどまるなど、「意識と行動のギャップ」が生じています。このギャップを埋めるため、国も「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）等でライフスタイルの転換を後押ししています。

市ではこれまで、市民や事業者等への環境問題に対する意識の高揚を図るとともに、環境活動に取り組むために必要となる知識の普及・向上の機会を創出してきました。特に、小中学生をはじめとする子どもたちに対しては、環境への意識や基礎的な習慣が身につく重要な時期であるため、生涯を通じて環境保全活動に取り組むことができるよう、教科書や資料による学習だけでなく、市域の豊かな自然環境を教材とした体験型の環境学習を推進してきました。

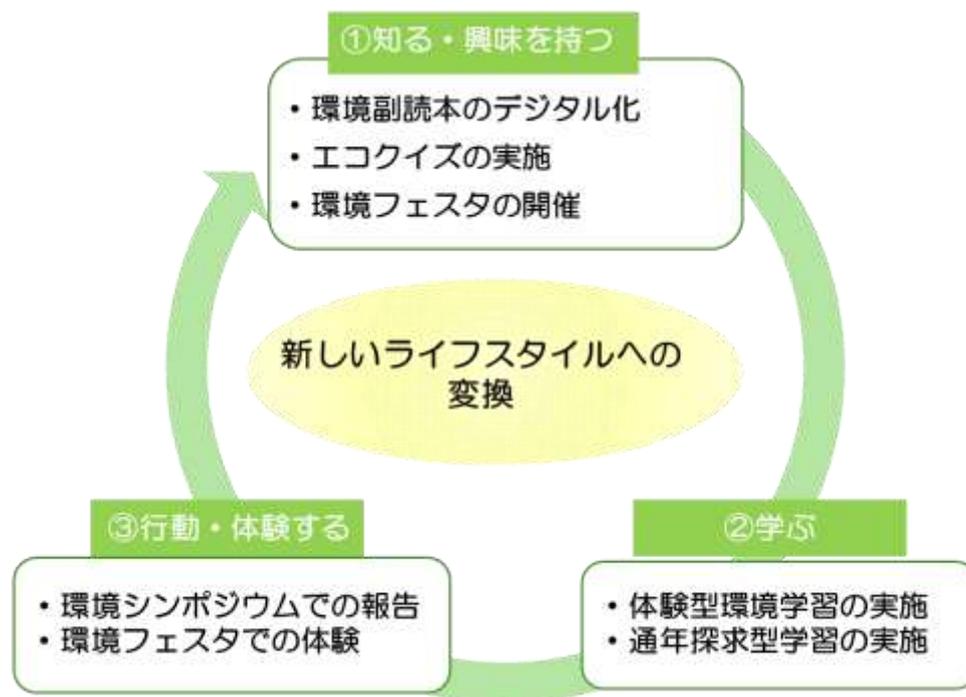
これらの施策により、本計画の改定にあたり実施したアンケートの結果では、環境に関する意識や興味関心は、ある程度醸成できたことが確認でき、第3次環境基本計画で実行した施策には一定の効果があったと考えられます。その一方で、実際に行動に移す際に、具体的な手法やどの行動が環境に良いかを判断することに難しさを感じている市民・児童生徒が約7割を占めるという結果になりました。これは、本計画で目指していた『学習機会の創出→実践→結果の発表→新たな学習機会の創出』という循環（サイクル）が十分に機能しなかったことを示しており、その最大の要因は「具体的な行動方法に関する情報・知識不足」によるものと考えられます。

この結果、市がこれまで行ってきた「啓発」や「体験型学習の提供」といった取組だけでは、市民一人ひとりの具体的な「行動変容」にまでつなげることは難しく、市の職員のみでサイクルを回すことには課題があったと分析しました。本改定では、これまでの取組を継続しつつ、さらに市民の行動変容を具体的に支援する「環境整備」へと市の役割を進化させる必要があると考えました。

そこで、市の最上位計画である第4次総合計画が掲げる「共創」の理念に沿った取組として、特に次代を担う子どもたちが「①知る・関心を持つ→②学ぶ・理解する→③行動・参加する」というプロセスを体験できる「好循環サイクル」の構築を推進していきます。

(2) 展望

本改定で構築する「①知る・関心を持つ→②学ぶ・理解する→③行動・参加する」という新たな好循環サイクルを、市の最上位計画である第4次総合計画が掲げる「共創」の理念に沿った取組として、着実に推進します。これにより、市民一人ひとりが具体的な行動方法を身につけ、環境を意識したライフスタイルへの転換を実現します。



(3) 具体的な施策

◎ 中核事業：次世代育成プログラム（官学産連携）

市民、特に次代を担う子どもたちを対象に、「知る」から「行動する」までのプロセスを一貫して支援します。

サイクル①（知る・関心を持つ）：体験型のイベントである環境フェスタを開催するなど、日常で環境に触れ合う機会を創出することで、市民の環境への関心を維持・向上させることを目的とします。

- ・環境副読本のデジタル化：GIGA スクール構想で配備されたタブレット端末を活用できるよう環境副読本をデジタル化して、利便性を向上させます。
- ・環境フェスタの開催：従来の発表形式の環境シンポジウムを、市民が参加しやすい体験型ブースを主とした「環境フェスタ」へと転換します。
- ・エコクイズの実施：デジタル化した環境副読本の内容から作成した「エコクイズ」を児童・生徒向けに実施します。また、クイズの中に保護者向けの設問を一部含めることで、家庭内でのコミュニケーションを促すとともに、保護者自身も参加できる「大人向けエコクイズ」も別途実施し、親子の環境意識の醸成を図ります。

- サイクル②（学ぶ・理解する）：アンケート調査で明らかになった「具体的な行動方法に関する情報・知識不足」という課題を解消し、市民の「意識」を「行動」へ移すための実践的な学びの場を提供することを目的とします。
 - ・体験型学習の実施：既存の「出前講座」を、市職員による講義だけでなく、民間企業等と連携した実験などの体験型プログラムを組み込んだ講義へと進化させます。
 - ・探究型学習の実施：希望者を対象に、民間企業や学校等と連携した通年型の「探究型学習」の場を提供します。

- サイクル③（行動・参加する）：サイクル②で学んだ成果を発表・共有する場を設けることで、参加者の達成感を醸成し、更なる行動意欲の向上につなげるとともに、多世代・多主体間の交流を促進することを目的とします。
 - ・環境フェスタ（環境シンポジウム）の機能拡充：「環境フェスタ」において、サイクル②で実施した「探究型学習」の成果発表の場である「環境シンポジウム」を開催するほか、企業・学校・団体などのブース出展などを通じ、多世代・多主体間の交流を促進します。

- 基盤事業：市民・事業者が環境配慮行動を実践しやすい環境を整備するため、事業者への支援と市民への効果的な情報提供を行います。
 - ・事業者支援：商工会議所と連携し、市内企業の環境活動に関するニーズを把握するとともに、国（経済産業省や環境省等）の補助金説明会を企画・実施します。
 - ・市民への情報提供：包括協定を締結している BtoC（市民向け）企業と連携したポップアップ広告等の活用や、市のホームページを通じて、省エネの方法など具体的な情報提供に努めます。

（4） 具体的な目標値

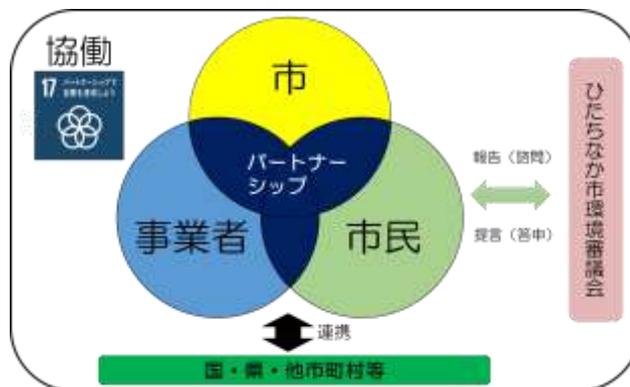
ターゲット	項目	現状	2030年度目的
サイクル①	クイズ参加者	-	累計 3,000 名
サイクル②	体験型環境学習の参加人数	8 回	累計 33 回×30 人 =990 名
サイクル②	探究型学習参加チーム数	-	累計 10 チーム
サイクル③	環境フェスタ来場者のアンケート結果	約 37%	約 50%



第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

市民、事業者及び市がそれぞれの役割や目標等を認識したうえで、主体的に本計画に取り組むことを目指します。本計画は市、市民及び事業者と協働することにより、より効率的な計画の推進を図っていきます。



○ 市民の役割

市民及び市民団体（各コミュニティ組織の環境部会、ひたちなか市の環境を良くする会など市域における環境保全の取組を行う団体、滞在者等。）は、日常生活での資源やエネルギーの消費の抑制、廃棄物の排出などによる環境への負荷の低減に努めるとともに、市などが実施する環境施策に積極的に協力することが望まれます。

○ 事業者の役割

事業者は、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減に努めるとともに、各種法令等を遵守し、市などの環境施策に積極的に協力することが望まれます。

○ 市の役割

市は、本市の環境の保全と創造を担う責任主体として、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施します。また、率先して環境への負荷の少ない事業の実践に努めるとともに、市民及び事業者の環境保全活動に対して支援していきます。

さらに、市は、国、県、他の地方公共団体、市民や事業者などと連携しながら、本計画に基づく環境の保全と創造のための施策を推進します。

○ ひたちなか市環境審議会

市民や事業者等の代表、学識経験者で構成するひたちなか市環境審議会において、本計画の進捗状況を点検・評価するとともに、必要に応じて課題や取組方針等についての提言を行います。

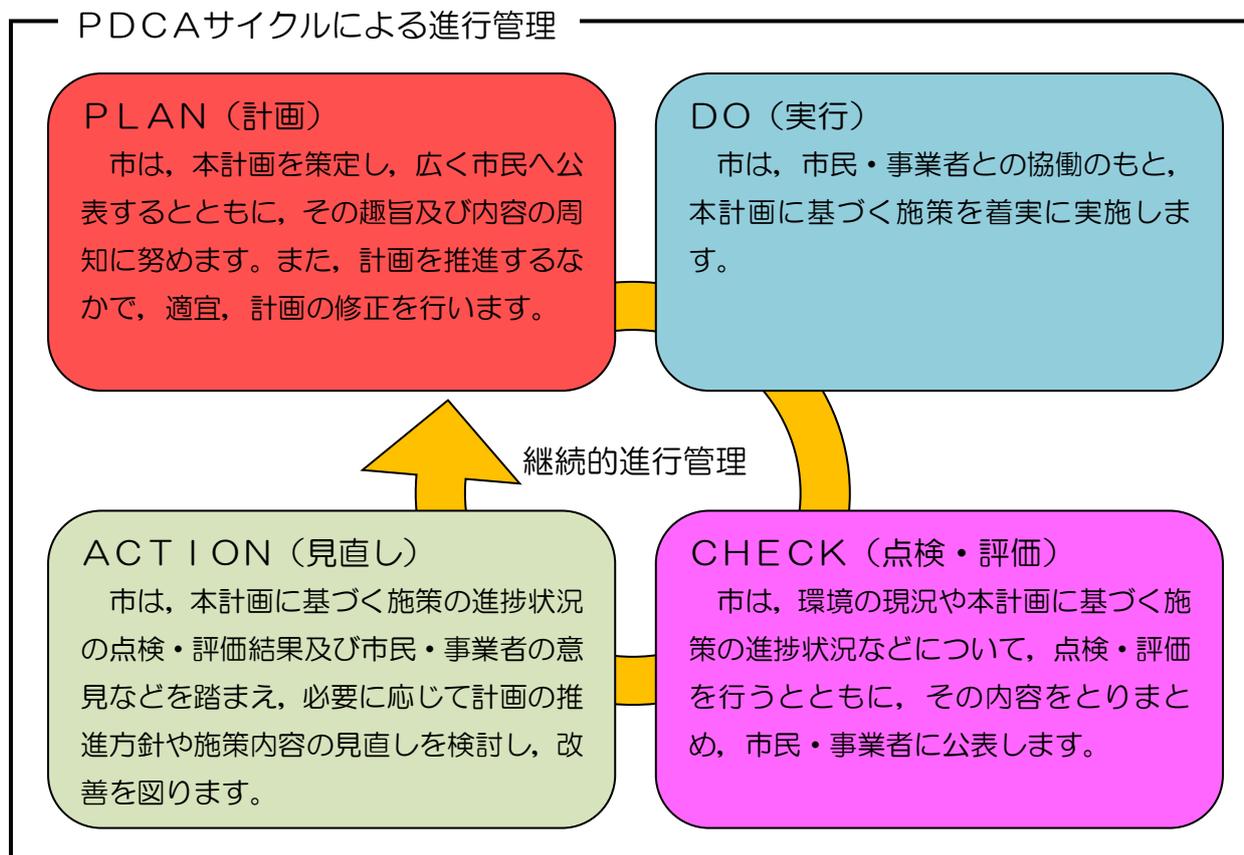
○ 周辺自治体等との連携

河川や海域の水質保全や廃棄物対策、地球環境問題など複雑・多様化する現在の環境問題に対して、広域的な視点に立ち、周辺自治体や県、国との連携と協力のもとに、効果的な施策を展開します。

2 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするために、PDCA「計画(PLAN)、実行(DO)、点検・評価(CHECK)、見直し(ACTION)」を繰り返すことによって進行管理を行います。

なお、本計画の進捗状況や検証は、常に市民などに公開するとともに、ひたちなか市環境審議会に意見聴取を行います。



3 各種計画との連携

本計画は、本市の環境の保全等に関する分野別計画です。本計画と本市の総合計画及び他の分野別計画との間では、環境の保全等に関する部分についての整合が図られている必要があります。そのため、他の分野別計画にあっては、本計画の基本的な方針に沿って策定・推進します。また、必要に応じて本計画の見直しを図ります。

